

令和6年2月犬山市議会定例議会会議録

第3号 3月4日（月曜日）

◎議事日程 第3号 令和6年3月4日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿真君
統括主査	松澤一悦君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木衛君
都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	丸井良修君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川敦君
子ども・子育て監	小幡千尋君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	舟橋正人君
地域協働課長	中村亘君	防災交通課長	伊藤修君
福祉課長	山本直美君	福祉課主幹	奥谷雪江君
高齢者支援課長	前田敦君	都市計画課長	高木誠太君

都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君	環 境 課 長	小笠原 健 一 君
産 業 課 長	山 崎 直 人 君	文化スポーツ課長	坂 野 隆 幸 君
歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 皆様おはようございます。7番、公明クラブ、諏訪 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しました3件について順次質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

件名1、高齢者福祉についてであります。

厚生労働省が発表した2024年度から2026年度までの介護保険事業の新たな基本指針案では、認知症高齢者の家族や、ヤングケアラーを含む家族介護者への記述を大幅に増やしたとあります。

主に家族が担ってきた介護を社会全体で負担する、介護の社会化を掲げた介護保険制度が2000年から開始をされ、高齢者自らが介護事業者を選び、多様なサービスを利用できるようになりました。

介護保険サービスの利用者数は、2000年当初の184万人から、2020年度には575万人へと3倍以上に増加をし、制度は国民生活に密着しているともあります。

ショートステイ、短期入所やデイケア、通所介護などの介護保険サービスを利用しながら、家族を介護する人も増え、介護負担の緩和がなされているともあります。

とはいえ、主な介護の担い手になっているのは、今なお家族が多いとあり、厚生労働省が2022年に行った調査によると、主な介護者の約半数は同居家族であり、具体的には配偶者が22%、子が16.2%、子の配偶者が5.4%とあり、主な介護者の6割近くは家族であり、年齢は60歳以上が8割弱、介護する側と介護される側が共に65歳以上という、いわゆる老老介護が63.5%と、2022年に初めて6割を超え、共に75歳以上の割合も35.7%と、3分の1以上を占めているとあります。

そして昨今では、家族介護者が肉体的、精神的、経済的に追い詰められ、社会的に孤立するケースも出てきているとあります。

そうした中で、家族による高齢者虐待についての相談、通報件数が増え、国が調査した2006年度は1万8,390件でありましたが、2021年度は3万6,378件へと倍増しているとありました。このように、高齢化が進むにつれ、残念なことに、高齢者の方への虐待についての相

談、通報が増えているとあります。

そこで、犬山市では高齢者の方への虐待がどうなっているのかと強く思い、今回の一般質問で取り上げさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは順次、質問いたします。

要旨 1、高齢者虐待についてであります。

確認の意味を含めましてお伺いをいたします。

高齢者虐待とは、高齢者の方に対し行う、どのような行為を指すのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、養護者や養介護施設従事者などが、高齢者に対して行う行為として、高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること、高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、高齢者にわいせつな行為をすること、また高齢者をしてわいせつな行為をさせること、高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、養護者以外の同居人によるこうした行為と同様の行為の放置など、養護を著しく怠ること、高齢者の財産を不当に処分すること、その他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ることなどが、高齢者虐待と定義されています。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関わる法律、高齢者虐待防止法は、平成18年、2006年の4月1日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利、利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見、早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務の下で促進することとしています。

国民全般に高齢者虐待に関わる通報義務などを課し、福祉・医療関係者に、高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や、被虐待高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務、または養介護事業の適正な運営を確保するための慣例法令に基づく市町村、都道府県の適切な権限行使等について定めるものとあります。

このような高齢者虐待防止法の下、犬山市での高齢者虐待について、2点お尋ねをいたします。

要旨 2、高齢者虐待の現状についてであります。

1つ目に、高齢者虐待をどのように市として把握をされているのか。

2番目に、高齢者虐待の件数や種類、対応状況についての2点についてお示しをください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

まず、高齢者虐待の把握は、当事者、近所の方、民生委員、病院、介護保険事業所、警察など、様々な方面から寄せられる通報によるものや、要介護認定の訪問調査時や、様々な相談時に、職員が、家族や高齢者本人から感じる違和感による察知から調査が進むものなどがあります。

なお、通報は曜日や昼夜を問わず、その内容も曖昧で、不十分なものも多いことから、可能な限り速やかに事実確認を行い、状況に応じた対応につなげています。

次に、市が受理した高齢者虐待の通報件数ですが、令和3年度は155件、令和4年度は216件、そして、令和5年度は、1月末時点で164件の通報を受けています。

また、虐待は身体、心理、経済が複合的に行われるのが一般的なため、主な虐待の状況で分類しますと、通報を受けたもののうち、確認の結果、虐待でなかったものが59%、身体的虐待が25%、心理的虐待が13%、経済的虐待が3%となっています。

虐待への対応については、施設への避難など、虐待者から分離した事例が52%、継続的な見守りや介護保険サービスの活用などにより虐待者の負担軽減を図るなど、虐待の原因を軽減することにより、問題の解消につなげた事例が48%となっています。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。高齢者虐待の通報件数が近年では200件近く受け、幸い約60%が虐待ではなかったとありました。年間200件近くの通報を受け、速やかに事実確認を行っているともありました。

ここで、再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、高齢者への虐待の通報が、曜日や昼夜を問わないとありましたが、実際にどのくらいの件数の休日や時間外の対応されているのかお示しをください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

お尋ねの、休日や夜間の高齢者虐待の対応ですが、令和5年度に高齢者支援課に寄せられた通報の内訳を見ますと、1月末までに39件の通報があり、そのうちの36%に当たる14件の通報が休日や夜間となっています。

高齢者虐待の通報があった場合は、情報の曖昧さから特定に至らないことや、特定できた場合でも、問題は確認されないことのほうが多いですが、常に最悪の事態を想定して、高齢者の生命と財産を守るため、休日や夜間であっても、可能な限り速やかな対応を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。高齢者の方の生命と財産を守るため、日夜対応していただいている職員の皆様に、改めまして心から感謝を申し上げます。本当に

ありがとうございます。

続きまして、要旨3、高齢者虐待の今後の取組についてであります。

昨年11月の議会一般質問の際、市内65歳以上の高齢者の見込みは、今後3年間緩やかに減少し、令和8年度には2万1,120人とする中、人数で減少を見込む一方で、高齢化率は緩やかな上昇を続け、令和5年10月時点で29.4%ですが、令和8年度には29.6%を見込んでいると答弁をされました。

このように、今後一層の高齢化の進展により、高齢者への虐待が増加するリスクがあると思いますが、高齢者の生命と財産を守り続けるため、今後、市としてどのような取組を考えているのかお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、高齢化が進み、対象者が増加すれば、虐待事案も増加すると考えます。加えて、高齢者の方々に、住み慣れた地域で安心して生活をしていただくためには、虐待に限らず、地域での孤立や生活困窮、家族間での様々な思いなど、複合的な課題への対応が必要になります。

そのため、令和6年度から市内5地区の高齢者あんしん相談センターの職員を増員するなど、高齢者の支援体制を強化する予定です。

また、高齢者虐待の背景には、介護者の孤立化や介護疲れなど様々な要因がありますので、市とセンターが一体となって、高齢者虐待の対応はもとより、高齢者虐待を未然に防ぐため、アウトリーチによる地域の見守りなども進めることにより、高齢者が安心して生活できる環境の維持に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。今後も高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の支援体制のさらなる強化に期待申し上げ、次の質問に移ります。

件名2、防災についてであります。

まず初めに、本年1月1日に発生しました能登半島地震により犠牲になられた方々に、心よりお悔やみを申し上げるとともに、被災をされた方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を、衷心よりお祈り申し上げます。

先日の3月1日で、能登半島地震が発生してから2か月がたちました。報道によりますと、石川県では、これまでに241人の死亡が確認され、今も7人の安否が分かっていないとあります。

また、2月29日時点で、避難所には1万1,449人の方が避難をしており、このうち4,733人の方は地元を離れて、宿泊施設で2次避難をされているそうです。

避難所に身を寄せている人は、発災直後のおよそ3分の1となった一方、この1か月での減少は3,000人ほどにとどまり、避難所での生活が長期化している人が多くいるともありま

した。

また、断水の復旧や道路の復旧もまだ時間を要するとの内容でありました。

そのような中ではありますが、2月10日、17日の2回、被災地にてボランティア活動を行ってまいりましたので、今回の一般質問では、私が実際被災地に行って感じたことなどを織り交ぜながら、一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、要旨1、防災に関する補助事業についてであります。

能登半島地震発生後、市民の皆様から、市が設けている防災に関する補助制度についてよく質問をされますので、ここで伺いをいたします。

防災に関する補助制度の概要をお教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市では、地域防災力向上のために補助制度を設けています。町内会や自主防災組織を対象とした制度として、食料等の備蓄品や災害対応資機材の購入費を2分の1、上限5万円補助する自主防災活動支援補助金交付事業、防災用倉庫の購入及び設置費を2分の1、上限100万円補助する防災用倉庫設置補助事業があります。

また、個人を対象とした制度としては、停電復旧時に起こる通電火災を防ぐ器具である感震ブレーカーの購入及び設置に係る費用を2分の1、上限5,000円補助する感震ブレーカー設置費補助事業、高齢者のみや、障害者が居住する世帯を対象に、家具の転倒防止器具を無料で市が取り付ける家具等転倒防止器具取付支援事業があります。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。ここで再質問させていただきます。

先ほども申しましたが、2月に2回ほど私が所属する被災地でボランティア活動を行うグループで、石川県七尾市にある能登島にて、瓦礫の撤去や家屋の片づけ、災害ごみの搬出などの活動を行ってまいりました。前日の夜に名古屋に集合し、バスにて被災地まで移動、休憩を挟みながら早朝に活動場所の能登島の一番奥にある野崎町に到着、夜明けとともに、被災地の大変な状況が見えてまいりました。

80世帯以上が常時生活をしている野崎町、地震の影響で17軒が全壊し、7人が一時生き埋めになったということですが、幸いこれ以上の人的な被害はなかったとお聞きしました。

しかし、現在も断水が続いており、七尾市の中心部に比べ、復旧が遅れているとも話をされました。

このような野崎町で我々ボランティアグループは、1班11人の班を4班作り、朝7時半から各班1軒ずつに分かれ、活動を開始しました。

私の班の活動したお宅は、住んでいた家は、柱など少し傾いていましたが、何とか大丈夫とのことで、それよりも同じ敷地内にある物置として使っていた納屋と車の車庫が、地震で崩れてしまい、何とか片づけられないかとの依頼がありました。特に車庫には軽トラックが駐車してあったのですが、天井が崩れて、軽トラックの運転席の上に被さってしまい、動かせ

ない状況でありました。

私の班の班員さんは、11人のうち8名が中学生、高校生で占めていたので、若いパワーを借りながら、軽トラックの上の瓦や屋根を撤去、約2時間後、車庫の瓦礫などを撤去し、軽トラックも運転席の天井は潰れていて、フロントガラスも割れてなくなっていました。エンジンがかかるから大丈夫と、家主さんが早速運転しました。その際言われていたのが、地震で道路のあちこちが、隆起したり割れたりしているので、乗用車では走りづらいので、軽トラが使えるようになってよかったと喜んでいただきました。その後、その家主さんは、先ほど撤去した瓦や瓦礫を軽トラに積んで災害廃棄物の仮置き場へと走られました。

その後、車庫や納屋の撤去が思ったより早く終わったので、住まわれていた家の中の整理などを行いました。家の外見は余り傾いたりしていなかったのですが、家の中は台所の食器棚や冷蔵庫、リビングでは、本棚やテレビなどが倒れて、足の踏み場がないぐらいの状態でした。

家主さんも我々と一緒に割れた茶碗やコップを拾い集めたり、倒れた食器棚などの撤去などを行っていたのですが、作業中に、市の広報とかで、近年能登半島では多くの地震が起きているから、頻発する地震に備えてと言われて、避難袋は備えたけど、家具の固定はまあ大丈夫だろうということではしていなかった。地震が起きて、家の中がこんな状態だと、片づける気力もなかった。兄ちゃんはちゃんとやっつけよと言われました。

先ほども少し触れましたが、私が行った能登島では古い家屋が多く、2階建ての1階が倒壊したり、納屋もほとんどのお宅で、倒壊か傾いていました。倒壊を免れた家屋でも、家の中は食器棚や本棚などが倒れ、一歩間違えれば下敷きになって、人命にも関わるとも感じました。

このような被災地での経験から、犬山市でも今後起こり得るかもしれない地震などに備えるために、2点、再質問をさせていただきます。

1点目、防災に関する補助事業のうち、家具転倒防止器具取付事業について、令和4年度及び令和5年度の実績は何件あったのか。

2点目、家具転倒防止器具取付事業を、さらに市民への啓発を行ってほしいが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

南海トラフ地震に備え、家具の転倒や散乱など、室内での被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具を固定しておくことは非常に重要であると考えています。

この家具等転倒防止器具取付支援事業の実績は、令和4年度、57世帯、令和5年度、43世帯となっています。

市では、引き続き地域の防災訓練や出前講座の際、転倒防止器具の取り付けの重要性についても積極的に啓発していきます。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。今後も積極的に啓発していただけるとのことに期待を申し上げ、次の要旨に移ります。

要旨2、災害時のトイレについてであります。

今回、被災地での災害ボランティア活動を行う際に、必要機材として、個人で用意していた機材は、長靴、手袋、ヘルメット、懐中電灯など、活動を行う際に必要なもの、ほかに朝食、昼食の食べ物、飲み物で、これは今までも水害等の被災地での活動の際も、同様の機材を用意していきましたが、今回の被災地では初めて簡易トイレキット、凝固剤、黒い袋が入ったものを各自で持参するようになりました。

先ほど申しましたとおり、七尾市の能登島は、私たちが活動した2月の中旬時点では、地震発生後から断水が続いており、飲み水はもちろんですが、トイレも水を流すことができませんでした。ですので、我々のグループでは、名古屋からテントと、その中に設置する便座のみの簡易トイレを、男女合わせて、2セットずつ持ち込み、使用をいたしました。

45人で、朝7時過ぎから昼休憩を挟んで夕方まで活動しましたので、全くトイレに行かないわけにもいかず、初めて簡易トイレを使いました。凝固剤と消臭タイプの黒いビニール袋を持ちトイレへ入りますと、テントのジッパーを開け、中に入ると、昼間でも真っ暗で、持ってきたこの便器の場所も分からないぐらいでした。そして、便器に袋を被せ、用を足して、凝固剤を入れて、ビニールの口を縛って、テント外のごみ袋に入れて終了するんですが、慣れないせいか、時間がかかるのと、外ではトイレに並んでいる人がいっぱいいたので、早く出ないと焦りながらの初体験でした。

このように、災害時の仮設トイレを使用する際、昼間でも暗いのに、夜間はどのようなのかなど、実際に被災地で使用してみて感じたことを質問いたします。

2点、お伺いをいたします。

1点目、市が備蓄している仮設トイレには、照明等の明かりは確保されているのか。

2点目に、用を足して凝固剤を入れ、袋を縛って、ごみ袋などに廃棄をしますが、45人が1日活動しただけでも、大量のごみとして出されていましたが、仮設トイレ、簡易トイレで発生するし尿の処理について、犬山市としてどのような対応をお考えか、お示しをください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

地震等による断水でトイレが使用できない場合に備え、市では大型の貯留タンクがついた組立て式仮設トイレと、便座のついた小型のベンチ式の簡易トイレの2種類を、避難所用資機材として備蓄しています。

通常、これらのトイレには、目隠しとしてテントを設置し、夜間には乾電池式のランタンをテント内に設置し、停電時でも明かりを確保できるようにしています。

また、災害時の仮設トイレのし尿処理については、組立て式仮設トイレでは、タンクからのくみ取り処理となります。し尿くみ取り及び運搬について、民間企業5社と、平成30年7月に災害協定を締結しており、避難所のし尿くみ取りを行うこととしております。

一方、簡易トイレでは、使用後に凝固剤にて固形化し、可燃ごみとして処理します。可燃物の収集運搬については、民間企業２社と、平成30年７月に災害協定を締結しており、災害廃棄物の収集運搬を行うこととしております。

なお、発災後、収集業者の事業再開に時間を要する場合には、一時的に避難所敷地内に廃棄物置き場を設けることとなります。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎７番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。市として、仮設トイレ内の照明や、仮設トイレのし尿処理や簡易トイレのごみ処理方法など、しっかりと検討していただいていることを確認いたしました。

続きまして、要旨３、ペット同室避難についてであります。

令和４年12月１日より開始されたペット同室避難ですが、去年は楽田ふれあいセンターで、本年は1月22日に市民交流センターフロイデにて避難所設営訓練が行われました。

ここでお尋ねをいたします。

1月22日に市民交流センターフロイデで実施されたペット同室避難 避難所設営訓練を受けて、感想や今後の課題や取組についてお示しをください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市では、令和４年12月１日より、市内33か所の指定避難所のうち、市民交流センターフロイデ、勤労青少年ホーム、楽田ふれあいセンターの３か所をペット同室避難所に位置づけました。

これに伴い、該当する避難所の担当職員が避難所の開設を円滑に行うための職員訓練として、令和４年度では楽田ふれあいセンターで、今年度は1月22日に市民交流センターフロイデで、ペット同室避難 避難所開設訓練を実施しました。

今年度の訓練では、城東小学校区コミュニティ推進協議会、犬山動物総合医療センター、あいち防災リーダー会犬山の各団体の皆さんの協力、参加の下、訓練参加者が飼っている犬６匹、猫１匹、モルモット１匹を実際に施設内に受け入れ、避難所での受付、同室避難スペースの設営、片づけまでの一連の流れを確認しました。

訓練後の意見交換では、気づいたことや課題について共有しました。主な意見として、避難者役の方からは、「マットが温かかった」「ペット避難に関する市民周知が必要」という意見がありました。一方、勤労青少年ホームのペット同室避難スペースは３階に設定していますが、施設内にはエレベーターがありません。そのため、ペットやケージなどを持って移動することが困難であるとの意見もありました。

それを踏まえ、令和６年４月より、勤労青少年ホームから市体育館エナジーサポートアリーナへ施設を変更し、今後、広報やSNSを通じて、市民への周知を進めていきます。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎７番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。今回ボランティア活動を行った被災地

域の方の話では、電気はつくけど水が通っていないくて不便だから、平日は避難所で暮らして、週末の土日に家に帰って、親戚などに手伝ってもらいながら、少しずつ家の片づけをしている。猫を3匹飼っているけど、避難所には連れて行けないから、ご飯を家の庭のあちこちに置いて食べれるようにしてある。ほかの家の人、犬を飼っているけど、避難所に連れて行けないから、しょうがなく被災にあった自宅に住んでいる人もいるんだよと教えてくれました。

ペット同室避難、先例のない取組で、職員の皆様も手探りの状況かとは思いますが、ペットを飼っている市民の皆さんが、災害時でも安心してペットと避難できるよう、さらなる取組に期待を申し上げ、3件目の質問に移ります。

件名3、施政方針について。

要旨1、多文化共生についてであります。

多文化共生については、過去に一般質問を行ったりして、私自身、非常に重要な事業だと認識をしております。そのような中、犬山市では昨年より広く多文化共生の知識を有する者や、多文化共生に関わる団体、外国籍市民などから意見を聞き、犬山市の多文化共生を推進するために何ができるかを検討する、犬山市多文化共生推進会議が開始をされました。

その後、12月には、外国人市民実態、課題を把握するためのアンケート調査を実施したとお聞きをしました。

ここでお尋ねをいたします。要旨1、多文化共生について。

施政方針の中で、「多文化共生については、令和5年度に実施したアンケート調査の検証結果を基に、事業の見直しを行います」とありますが、今後どのような見直しを行っていくのかお教えをください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

令和5年12月4日から12月23日まで、市内に住む外国人市民の実態などを把握するため、16歳以上の外国人市民全員、無作為抽出をした日本人市民、外国人を雇用している市内事業所を対象とした外国人実態調査を実施しました。

実態調査の回収率は、外国人市民15.5%、日本人市民49.2%、市内事業所が53.5%となっており、この調査結果からは、日本人市民と外国人市民との間のコミュニケーション不足をはじめ、就業に関する相談の場や、老後の年金や介護などの準備についての情報が不足していることが分かりました。

この結果を踏まえ、まず日本人市民と外国人市民の距離を縮めること、外国人市民の就労など、ライフステージに沿った支援の充実といった施策展開に注力していきたいと考えております。

また、多文化共生施策を計画的に進めるため、平成30年度に策定した犬山市多文化共生推進ビジョンも、月日が経過し、外国人市民を取り巻く状況が変化してきていることから、犬山市多文化共生推進会議において見直しを検討してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。私が所属する常任委員会、総務委員会では、多文化共生についてを調査項目とし、調査をしてまいりました。

まずは、犬山市の現状把握を行おうと、NPO法人や担当課の職員の方との現状や課題などを意見交換をし、昨年10月には、先進地行政調査として、岡山県総社市では、外国人防災リーダー養成研修について、兵庫県豊岡市では、多文化共生推進プランについて、調査を行いました。

このように行政視察などを通し、多文化共生に携わっている方々の考えや意見を聞く中で、私自身、地域活動などの様々な機会を通して、外国人市民と日本人市民との交流、コミュニケーションづくりが必要だと感じていて、まさに先ほどの答弁であった日本人市民と外国人市民との距離を縮めることが、これからの犬山市での多文化共生を進めるに当たって重要になると思います。

ぜひ、この施策の実現のために注力をされるとのことに期待を申し上げ、ここで再質問をいたします。

先ほどの施政方針の続きに、「また外国人市民及び市民の皆様と行政との距離を縮めて理解を深めるため、多文化交流マルシェを実施します」とありますが、多文化交流マルシェとはどのような内容なのかお教えをください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

先ほどお答えしたアンケート結果の一つに、日本人市民と外国人市民との間のコミュニケーション不足が挙げられました。そのため、来年度新たに実施する多文化交流マルシェは、日本人市民と外国人市民がコミュニケーションを取り、距離を縮めていくためのきっかけとして、気軽に楽しく交流できる場を作るものです。

会場は市民交流センターのフロイドホールを予定しており、高校や大学、NPO、市内にある多国籍食材店などと連携し、ステージでの出し物や出店を行い、多くの外国人市民や日本人市民の参加を促すことで交流を図りたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。犬山市多文化共生推進ビジョンの中に、多文化共生のまちづくりを進めていくために、外国人市民と日本人市民の双方からの理解を高めていくことが求められています。

また、「双方向からの交流を促進することで、多文化共生の理解が深まるという意見があり、日常的に身近な場所で交流できる機会や場所が必要です」とありました。

今後開催される多文化交流マルシェが、外国人市民と日本人市民との大きな交流の場所になるよう期待申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 7番 諏訪 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

6 番 島田亜紀議員。

◎6 番（島田亜紀君） 6 番、公明クラブの島田亜紀です。議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しました3件について、順次質問をさせていただきます。

件名1、市役所の窓口対応についてです。

近年、注目を集めています軟骨伝導イヤホンの導入についてお伺いします。

第三の聴覚経路として注目されている軟骨伝導イヤホン、軟骨伝導とは、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝える仕組みで、2004年に奈良県立医科大学の細井裕司学長によって発見されたものであります。

現在、高齢者の方、難聴者の方が生き生きと活躍できる社会の実現に向けて、医学知識や技術を地域経済の発展に生かす取組が進められています。これまで目に対しては、眼鏡や老眼鏡がありますが、聞こえをサポートする配慮がありませんでした。一般社団法人日本補聴器工業会の2022年度調査によると、日本の難聴者は、人口の10%、人数に換算すると約1,300万人以上に上り、高齢化に伴い、今後さらに増える見込まれています。

一方、同調査では、医療機器が高額なことなどを理由に、補聴器所有率が難聴者のわずか15.2%しかいないことも分かりました。

以前私が相談をいただいた高齢の方も、補聴器補助を申請しましたが、聞こえの単位であるデシベルの壁で申請ができず、補聴器取得を高額のために諦めてしまいました。軟骨伝導イヤホンは耳に軽く当てるだけで使用できるので、装着時の痛みが少なく、通常のイヤホンのように耳穴をふさがらない上、左右のイヤホンの音量を個別に調整でき、片耳だけでも使えます。

また、イヤホンは集音器とセットになっている上、雑音を取り除く機能があり、小さな声もはっきりと聞くことができます。このため大声で話すことによって、個人情報や周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、難聴者のプライバシーの保護にもつながります。

本市はこれまで耳が聞こえにくい人に対して、時に大きな声で筆談で対応し、プライバシーに関わる内容のときは、席を移動するなどして対応されていましたが、この軟骨伝導イヤホンの導入により、これまでより円滑にコミュニケーションを取れるようになるのではないのでしょうか。

お隣の各務原市には、今年1月に市役所本庁舎内の1階、医療保険課と2階の介護保険課の窓口2か所に軟骨伝導イヤホンを導入されました。担当職員の方にお話を聞いたところ、今まで3回お話ししていたところが、1回で対応できるようになったと言われていました。それにより、窓口業務の時間短縮も見込んでおり、持ち運びができるので、ほかの課におい

ても希望があれば使用が可能とのことでした。

ほかの市町ですと、北名古屋市、扶桑町も導入していくそうです。難骨伝導イヤホンを窓口に設置することにより、マスクの着用による聞こえづらさや、大きな声で会話し、個人情報や周囲に漏らすリスクの軽減が図られるので、高齢者の方が安心して窓口に来ていただけるようになり、住民サービスの向上にも大きくつながると確信いたします。その上で、今後、犬山市として窓口にも検討していただきたいと思います。

要旨 1、軟骨伝導イヤホンの導入について、当局のお考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

軟骨伝導イヤホンは、耳介軟骨を振動させ音を伝える機器であり、一般的な補聴器とは異なり、直接耳に入れ込まないため、耳の穴や鼓膜に負担が少なく、難聴傾向の方には一定の効果があるとされています。

市役所の窓口には、耳が遠い方も多くいらっしゃることから、繰り返し同じことをお伝えする場合も多々あります。一度で正しく伝えることができれば、市民の方にとっても、職員にとっても負担軽減につながるものと考えますので、まずは試行として、高齢者支援課の窓口には1台導入し、利用者の反応を探りながら、その有用性などを確認していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 前向きな答弁ありがとうございました。市民の皆様が安心して窓口に来ていただけることを思うと、大変うれしく思います。

次の質問に移らせていただきます。件名2、防災についてです。

今年1月1日に起きた能登半島地震におきまして、多くの尊い命が奪われました。亡くなられた皆様にお悔やみ申し上げます。いまだに被災され、避難されている皆様には心からお見舞い申し上げます。

被災された皆様には多大なるご苦労と悲しみがあることだと思います。自然災害による被害は、一瞬で多くの人々の生活を脅かす大きな心の傷を残します。我々は、このような困難な状況に立ち向かい、まずは生命を守り、復興への道を歩んでいかなければなりません。

私は2月3日に、令和6年能登半島地震被災者救援街頭募金を、愛知県民の会の皆様と一緒に犬山駅で行いました。その中で小さいお子様が貯めた硬貨を1枚ずつ募金箱に入れてくれたり、老若男女問わず、多くの方から温かい募金をお預かりし、日本赤十字社愛知県支部へ寄託いたしました。

また、2月17、18日には、犬山市の令和5年度防災人材育成講座があるとお声かけいただき、2日間受講させていただきました。その中で、熊本学園大学の黒木先生は、熊本地震のときに、4月14日の発災直後から校舎を開放して、自主避難所を開設されたお話を伺いました。16日の本震後、避難してきた地域の人は750名、そのうち障害者やその家族を60名余り受け入れ、5月9日、授業再開後も継続し、5月28日に閉所するまで、24時間体制を構築さ

れました。

そのときにおっしゃっていた熊本学園大学避難所の価値4原則との視点が私の心に突き刺さりました。それは、1つ目の価値は、どなたでもどうぞという原則。2つ目の価値は、管理はしない、配慮をする。3つ目の価値は、無意味な調査は行わないという原則。また4つ目の価値は、必要とする人がいる限り、大学側の都合で閉じないという原則です。

また最後の視点としては、被災者の社会関係を学び、被災状況を踏まえ、最後の1人の行き先が決まるまで支援するということでした。どこまでも被災者の方に寄り添った取組で感動いたしました。

学生の皆さんも避難所でボランティア活動を実践され、これからの人生の中で、今回の経験が生かされ、また学生の皆さんが活躍されることを期待しています。

また、先ほどの防災人材育成講座の中でHUG訓練がありました。HUGとは、避難所運営ゲームです。あいち防災リーダー会犬山の方にも協力してもらいながら行いました。これは、静岡県が開発した訓練で、英語で抱きしめるハグという意味合いです。

避難者の年齢、性別、戸籍など、それぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるのか、また、避難所で起こる出来事にどう対応していくかを疑似体験するゲームです。

参加者は、このゲームを通して、要援護者へ配慮しながら、部屋割りを考え、書き出す場所や仮設トイレの設置場所を考え、マスコミの取材対応といった出来事にどのように対応するかを、思いのまま意見を出し、話し合いながら、避難所の運営を学ぶことができます。

要旨1、防災研修、訓練の実施について、平成23年12月に三浦議員も質問されていますが、市が実施している防災講座や研修の開催回数の実績はどうか。そのほかにも、NPOや社会福祉協議会などの外部講師の内容がとてもよかったので、1人でも多くの人に知ってほしい、いろんな人材を活用して、地域にも広げてほしいと思います。

また、NPOへの防災活動の支援はどのようにしているのか教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市では以前から防災に関する出前講座などを行っており、昨年度まではコロナ禍で縮小していましたが、令和5年度の実績では、1月末現在で、地域の防災訓練等への出前講座が8件、防災イベントへの啓発ブース出展が3件となっています。

また、昨日も丸山地区全体で行われた防災訓練に参加し、地域住民に向けた防災啓発を行いました。

2月に開催しました防災人材育成講座には、21名の方々にご参加いただき、地域の防災リーダーの育成に努めることができました。島田議員にもご参加いただき、ありがとうございました。

現在、NPO団体に関する防災活動への支援としましては、団体が主催するイベントへの講演や出展、防災交通課職員による講師派遣、啓発品、備蓄品などの提供を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。昨日の丸山地区での防災訓練を少し見学をさせてもらいました。170名ほどの地域の皆さんが参加されたと伺い、防災の意識が高く、毎年訓練を続けていられていると聞き、お手本となる地域でした。小さいお子さんが煙の中を通り、怖くて涙していましたが、これもとてもいい経験だったと思います。

地域によって格差があると思いますが、いつこの地域にも震災が起こってくるか分かりませんので、日頃からの対策がとても大切だと思います。引き続き周知、啓発をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、要旨2、防災用備蓄物資についてお尋ねいたします。

災害による避難者数を人口の10%、7,500人と想定し、主に避難場所に指定している小中学校などの倉庫に分散備蓄していると思います。

また、平成31年2月に三浦議員も質問されていますが、そのときは、乳幼児の液体ミルクは賞味期限が6か月でしたが、今現在は18か月に延びています。お湯を使わずに飲める液体ミルクを、市として備蓄してはと考えますが、市としてはどうお考えか、また、哺乳瓶はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

乳幼児の避難を想定し、市では、子ども用おむつやおしり拭きシートなどを備蓄しています。ご質問の液体ミルクについては、今年度途中まで備蓄していましたが、賞味期限を迎えたため、現在は備蓄しておらず、哺乳ボトルも備蓄はしていません。

液体ミルクの賞味期限は、以前は6か月ほどだったものが、最近では1年半程度と長くなっていますが、ほかの備蓄品と比較すると期限が短く、入れ替えの頻度が多くなることが課題であるため、備蓄するミルクの種類や数量を調整しながら、合わせて使い捨て哺乳ボトルなど、必要な資材についても早期に備蓄をしていきます。

なお、大規模災害時には、ドラッグストアなどの民間事業者と締結している災害協定により、液体ミルクや哺乳ボトル、離乳食などの供給を受けることも想定しています。

また、液体ミルクは対象年齢なども限定されるため、ご家庭での備蓄の周知を図っていきます。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。赤ちゃんにとってはミルクは命だと思います。哺乳ボトルの衛生面でも安心して使っていただけるように、備蓄のほうを進めていただけるようお願い申し上げます。

私は昨年9月から、こども女性ネット東海主催の地域で活動する女性防災リーダー育成事業にアーカイブで参加していました。また、そのつながりで、2月23日から2泊3日で、石川県珠洲市と七尾市にボランティア活動にも行ってまいりました。

1日目は車で能登半島の一番先の珠洲市へ。想像していたときよりも、すごく道路が崩れ

てガードレールがぶら下がっているところがあり、真っすぐには走れないところばかり。昼間でないと道の状況が分からなくて、でこぼこの状態でした。途中、車が落ちているところもあり、自然災害の脅威を見せつけられました。

珠洲市に入ると、津波で家が瓦礫の山になっており、家の1階部分が潰れ、2階が地面に乗っているところが多くありました。マンホールが隆起しているところ、道路に段差があり、亀裂が入っているところばかり。一緒にボランティア活動に行った中には、心を痛められ涙があふれて不安定になる方もお見えになりました。それほど大変な被災状況でした。

2日目、3日目は、半分は珠洲市で調査員として、被災された地域を回り、実態を掌握するグループと、半分は七尾市の自主避難所での炊き出しのグループに分かれました。私は炊き出しのほうに入り、支援物資を見ながらメニューを考えるとこから始まりました。牛丼か親子丼をチョイスするメニューと、マカロニサラダと漬物、お味噌汁を作りました。レトルトばかりでは飽きてきてしまうので、牛丼と親子丼には玉ねぎを薄切りして、少し味付けしたものを足したり、マカロニサラダにはリンゴを10個ぐらい小さく切って入れたりしました。サラダの横にはレタスも添えました。料理は彩りも大切です。私は、主人や子どものお弁当のおかずを作るとき、栄養のバランスはもちろん、彩りも考えて作っております。

今回、大鍋で炊き出しをした経験は、一緒に作ったメンバーが、もしものときが来ても、大鍋で炊き出しできたから、被災してもご飯が作れるという自信が持てたと言われていました。やはり日頃からの様々な経験が、災害などに直面したときにきちんと生きてきます。

あとは配膳したときに、避難されているご婦人が、お友達との対話の中で、家に帰って自分でご飯作ってするのが面倒になる、このまま避難所生活で毎食頂けるのでお世話になりたい、そんなことを言われておりました。

3日目最終日、一緒に行ったボランティアの代表の方が、避難所の責任者の方と話して帰ってこられました。これから避難者の方も、炊き出しのお手伝いのボランティアを活動してくれる方を募ることになったと言われていました。

時とともに支援の在り方も刻々と変わっていくこと、また、どこまでも被災者に寄り添って、1日でも早く、自立していける支援の重要性をひしひしと感じました。

そこで、要旨3、女性の視点からの避難所運営について、市として女性や子どもの目線で、避難所運営をできるようにどのように取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

避難所運営において、プライバシー確保のための間仕切りの設置や、女性専用の更衣室や授乳室など、女性や子どもが安心して過ごせる避難所の環境整備は必要不可欠です。

そのため、避難所用資機材として、外部からの視線を遮る個室型のテントの配備のほか、生理用品やおむつなどの日用品についても備蓄を進めています。

また、各指定避難所に最低1名の女性担当職員を配置し、避難所の開設の際には、女性や子どもに寄り添った視点で、様々な要望や困り事などに対応できる体制としております。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。避難所では、女性職員を配置されていることが分かりました。生理用品は女性職員の方から頂くほうがありがたいですし、また、乳幼児のおむつもサイズが新生児、S、M、L、ビッグサイズとあり、はいはいや立っちができるようになると、テープのおむつからパンツタイプにも変わります。そのようなことも女性職員の方にお話しできるので助かります。

次に、話は変わりますが、岡崎市は昨年12月に、今後、大きな課題となりつつある災害関連死を防ぐため、いち早く災害ケースマネジメントの手法を取り入れた、被災者支援を実施されております。

災害ケースマネジメントとは、災害によって被害を受けた被災者一人一人に寄り添い、生活全体における状況を掌握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など、個別の支援を組み合わせる支援計画を策定し、生活の復興を支援する取組です。NPOこども女性ネット東海の取組は、災害発生後、安心して未来に向けて生きるためには、いつまでも緊急時ではなく、できるだけ早く日常に戻すことが重要と考えております。子どもと女性が支援される側でなく、主体となり、日頃から地域とのつながりを強くし、いざというときにその力を発揮できるように、地域の仲間と活動をされています。

また、子どもと女性が安心できる任意の避難所開設のための準備をされています。この活動はまさに災害ケースマネジメントと同じ理念であり、今般、任意の小規模避難所を開設する活動の広がり期待とともに、今後の犬山市における誰一人取り残さない災害対応についていくためにも必要だと考えます。

ここで、要旨3、女性の視点からの避難所運営について、再質問いたします。

ぜひ、犬山市としても、NPOこども女性ネット東海と、災害ケースマネジメントの協定を締結することはできないか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

一般社団法人こども女性ネット東海は、女性が地域とのつながりを強くし、自らが進んで災害時などにその力を発揮することを目指して活動しています。当市では、この団体が実施する地域で活動する女性防災リーダー育成事業や子ども、女性目線の防災フェスティバルin犬山などの事業を後援し、防災啓発と一緒に取り組んでいます。

また、市が2月に実施した防災人材育成講座では、女性や子ども目線の避難所運営ゲームの講師を務めていただきました。

市としても、災害時における女性や子ども目線の取組はとても重要であると考えており、平時における啓発や人材育成及び災害時における避難所の環境向上のためにも、一般社団法人こども女性ネット東海との協定締結に向けて前向きに検討していきます。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 前向きな答弁ありがとうございました。これまで女性の視点とお話し

してきましたが、内閣府が昨年5月にまとめた別の調査では、防災担当の女性職員が10%以上いる市区町村は、女性ゼロの市区町村よりも、生理用品や乳幼児ミルク、紙おむつ、宗教に配慮した食べ物などの備蓄が進んでいる傾向がありました。国は2020年に改めてガイドラインを策定、防災施策や災害対応への女性参画を呼びかけつつ、避難所での更衣室や授乳室の設置、妊産婦支援、性暴力対策なども求めています。

豊島区では、2021年には女性職員がゼロだった防災危機管理課が、2023年には5人配置されました。その1人が、備蓄倉庫を回ると、毛布10枚入りの段ボール箱が積まれ、1989年に購入したまま、開けると、ほこりっぽく、酸化した油の臭いがした。被災したらせめて清潔な毛布を使いたい。洗濯して1枚ずつ真空パックし、1箱に5枚ずつ詰め直すことを提案されました。

また、自身も保育園児を子育て中、ゼロ歳児が使う紙おむつが足りてないなど、サイズと量が実態に合っていないと、人口統計に照らし、乳幼児の紙テープ型や乳幼児のパンツ型など、必要枚数を計算して買い足したそうです。今後は、調乳の手間がない液体ミルクを増やしたいと言われていました。

また、課長は、使う人の目線できめ細やかな提案ができるようになったと、女性が増えた効果を感じているそうです。

令和4年6月に水野議員、平成23年12月に三浦議員からも質問されていましたが、要旨3、女性の視点からの避難所運営について再々質問で、防災交通課に女性職員を増員できないか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再々質問にお答えします。

防災交通課の職員配置については、令和5年度より、正規の女性職員を交通防犯担当に新たに1名配置しています。そのほか、女性の会計年度職員が防災担当と交通防犯担当にそれぞれ1名ずつ勤務している状況です。

災害対応や被災者対応についても、女性の視点を取り入れることは必要だと認識しています。防災交通課に限らず、全ての職場で政策立案等に女性の視点は必要ですが、職員配置については、その職場に必要な適性や能力、経験、将来性を見極めて行うべきものと考えます。今後も職員の配置については、配置人数や男女比も含め、市役所全体のバランスを考慮しつつ、各職場が継続性を持って有効に機能していけるよう努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございます。これからの配置に期待をして、次の質問に移ります。

件名3、施政方針について。

要旨1、認知症政策について、3点伺います。

まず1点目は、オレンジフェスタとはどういうものなのか、またその目的は。

また2点目に、令和5年度の開催状況と内容、成果について。

最後 3 点目に、令和 6 年度は、産官学とどのように開催されるのか、決まっていれば内容をお教えください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

認知症の正しい理解の下、認知症の方とその家族を応援し、地域全体で支えていくことを目的として、令和 4 年度から世界アルツハイマー月間に当たる 9 月に、キャスト・ヨシヅヤ犬山店にて、産学官連携イベント、犬山オレンジフェスタを開催しています。

このイベントは、認知症は誰でもなり得るものであることや、認知症の方への対応を知ってもらい、認知症の方とその家族が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、自分なら何ができるかについて考えていただくきっかけになればとの思いで開催しています。

議員もお越しいただいた、令和 5 年度のイベントでは、パネル展示、認知症クイズ、認知症チェック、脳トレ体験、認知症予防体操など、14 のブースを設け、来場者は延べ 1,157 人に上りました。

また、企業ブースでは、市と協力することで地域を活性化することを目的とした、地域活性化包括連携協定を締結しているスギ薬局による血管年齢測定や、明治安田生命保険による栄養チェックなどを含め、7 つの事業所にご協力をいただいたほか、学校ブースとして、名古屋経済大学にもご協力いただきました。

来場者へのアンケートでは、認知症の人を見かけたら、優しく声をかける、よく話を聞く、話し相手になる、子どもと一緒に小さいうちから学ぶなど、多くのうれしいお声をお寄せいただき、このイベントの成果は大きいと感じております。

なお、令和 6 年度の内容は、現在調整中ですが、引き続き産学官で連携しての開催を予定しています。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6 番（島田亜紀君） ご答弁ありがとうございました。令和 5 年度のオレンジフェスタに参加したことを思い出しました。認知症は誰でもなり得るものであるし、認知症の方でも自分らしく暮らしていけるように、啓発活動はとても大切なことだと思います。引き続き、様々な形で応援していきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 6 番 島田亜紀議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後 1 時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 26 分 休憩

再 開
午後 1 時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

5 番 小川隆広議員。

◎5 番（小川隆広君） 皆さんこんにちは。5 番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。通告に従いまして、6 件の質問をさせていただきます。

まずは、件名 1、通勤・通学の足について。

要旨は 1 点、公共交通の姿が大きく変わる中で、今後の通勤・通学の足について、考え方はあるかであります。

私がこの質問を取り上げようと思ったのが、昨年12月22日に開催をされました令和 5 年度第 3 回犬山市地域公共交通会議の資料からです。内容を確認いたしますと、岐阜バス明治村線の減便について、報告がされていることが分かりました。資料の時刻表を見ましたところ、令和 6 年 4 月から、もうすぐであります、平日ダイヤ土日ダイヤともに、朝は始発から 8 時台、夕方は 18 時半くらいから、最終のバスにかけて大きく削られていることが分かりました。要するに、明治村が開村しているのに合わせて走っているバスではなく、長者町団地循環線とも称されている長者町団地で折り返す明治村閉村時間のバスが大胆に削減をされています。

昨今の自動車運転者の不足については、昨年の 9 月議会で、それを織り込んで、交通政策を考えていただくよう、指摘をさせていただいたばかりですが、その影響の大きさは計り知れないものがあると痛感をいたしております。

私はできるだけ欠かさず、地域公共交通会議を傍聴させていただくようにしておりますが、この令和 5 年の第 3 回については、他の公務が重なってしまったため、傍聴ができませんでした。

まずは、この岐阜バス明治村線のうち、長者町団地循環線が、今年 4 月から大きく減便をされる報告について、岐阜バスのほうからはどのような報告がされ、地域公共交通会議の委員からはどのような意見が出されたのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

令和 5 年12月22日に開催された犬山市地域公共交通会議で、委員である岐阜バスより、明治村線の減便について報告がありました。令和 6 年 4 月より、明治村線の平日 6 便、土日 9 便を減便するという内容で、運転手不足への対応が理由です。

運転士不足に対応するため、岐阜バスは、岐阜県の自治体を中心に運行していますが、運

行している全ての自治体において、減便や廃止を予定していると聞いています。その中で、明治村線についても減便を実施するという事です。

この報告に対して、複数の委員からは、明治村線の各バス停留所は今後減らしていく予定なのか、利用している人への周知はどう考えているかという意見が出されました。

これらに対して、岐阜バスからの回答としては、明治村へ向かう路線で利用者が戻ってきており、維持はしていきたい。周知については、ホームページやバス停、バス車内でお知らせを掲示するとのことです。

市としましては、周知について、市の広報やSNS等でも協力していくとしており、既に市広報3月号に掲載しました。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。早速、広報犬山3月号に掲載されていることを確認させていただきました。まずは迅速な対応をありがとうございます。

しかしながら、やはり長者町団地や前原地区にお住まいの方にとって、通勤・通学としての利用が大変困難になるダイヤ改正だと思いますので、岐阜バスと協力して、残された時間で周知徹底をお願いしたいと思います。

さて、本当に困ったもので、これはこれで岐阜バスとしては、正当な手続を踏んでいるわけで、地域として、通勤・通学の足として期待できなくなるという問題があっても、文句の言いようがないという側面があります。

再質問をさせてください。

今申し上げたように、民間の交通事業者に頼っているわけですから、その事業者の置かれた状況で、減便、悪くすれば廃止ということも考えられるわけです。さきの答弁にありましたように、現状、岐阜バスとして廃止は考えていないようですが、通勤・通学の足として頼るのが大変困難になりました。恐らく自家用車での送迎に依存せざるを得ない方も出てくると思います。

また、別の話になりますが、犬山市では、保育園の統廃合という話もあります。大きくして、1か所に集めるということは、それだけ自家用車への依存度が高まるということでもあります。

施政方針の中でも、「来るまち犬山から住むまち犬山への転換を進めています」と述べられています。そういうことであれば、移動の手段を考えなければならないのではないかと思っております。

今日のところは犬山市として、通勤・通学の足について、今後、何か考えを持っておられるか、お尋ねをしたいと思います。再質問をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

市が運営するわん丸君バスについても、令和5年12月の再編において、運転士不足の影響等により、朝夕のダイヤを中心に各路線において減便をしています。これは、繰り返しにな

りますが、運転士不足や法改正の影響等により、わん丸君バスや岐阜バスのような路線型バスでは、全ての時間帯をカバーすることが厳しい状況となっているためです。

なお、現時点では、通勤・通学の足として即効性のある代替策はありませんが、公共交通において、通勤・通学の足の確保については重要であると認識していますので、今後、調査研究をしていきます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。定住人口を維持していく、あわよくば増やしていきたい、そのような思いは誰しも持っていると思いますが、それに水を差すような大きな問題でもあると思っております。

今日、質問させていただきましたが、無責任ながら私も、即効性のある代替案を持ち合わせているわけではありません。今後、研究、調査をしていただけるとのことですので、引き続きよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。件名2、防災対策についてであります。

このテーマにつきましては、新年早々に能登半島地震があり、また、去る1月28日に開催をした市民との意見交換会では、第1部で、名古屋大学名誉教授の福和伸夫氏から、「いつか来る南海トラフ地震に備えて」と題して講演をいただきました。そのことから、今定例議会でも多くの方が取り上げるテーマだと思います。

午前中にも、公明クラブの諏訪議員、島田議員も、防災について取り上げられました。私からも視点を変えて質問をさせていただきたいと思います。

要旨1、防災用備蓄物資についてであります。

昨年5月24日であります。議員になって間もない頃ですが、総務委員会の管内視察ということで、犬山市体育館、勤労青少年ホームの防災備蓄倉庫を見て回りました。その際、同行していただいた職員の方に、防災用備蓄物資がどのくらいあるかをお尋ねしたところ、市の備蓄は市民全体の10%の3日分で想定をしているとお答えをいただいたと記憶しております。

まずはこの数字について、私の聞き間違いだといけませんので、確認をさせていただきながら、もしこの備蓄量に何らかの根拠があれば、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市では、災害時に避難された方が必要となる食料や飲料水、生活必需品などの備蓄品について、計画的に配備を進めるため、事前に防災用備蓄物資の備蓄目標を設定し、小中学校などの指定緊急避難場所に設置している防災倉庫に備蓄をしています。

この備蓄目標では、災害による避難者数を人口の約10%である7,500人と想定しており、例えば食となるアルファ米については、7,500人の3食、3日分である6万7,500食を目標値としています。

避難者数の根拠としては、避難所への避難のほかに、自宅にとどまる在宅避難、親戚や友人宅、もしくはホテルなどに避難する分散避難があり、避難所への避難者を約10%としています。

3日分の根拠としては、国や県、民間企業などからの支援物資の到着時期を勘案して3日と想定しております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。私自身、改めて復習になりました。私もこれまで様々な防災の学習に参加した際、3日分の準備という言葉は耳にしてきましたので、国や県、民間企業などからの支援物資の到着時期を勘案して、3日の想定は理解をいたしました。

再質問させてください。

ただ、果たしてこれが何かと話題となる南海トラフ地震となるとどうなのかなと感じるところです。

全体の死者数が8万人を超える大災害とも言われ、東京や名古屋、大阪で、都市機能が麻痺をするとも言われております。そのような場合、果たして犬山市に救援の手が差し伸べられるまでに何日かかるのか。3日という想定は若干心もとないのかなと感じております。

また、10%という数字も、果たしてどうなのかと。犬山市は観光地ですから、土日・祝日もなれば、昼間人口は大変多いものとなります。そこで、市の予算や備蓄するスペースの関係もあると思いますから、まずは購入と廃棄のペース配分をコントロールして、段階的に備蓄量が増やせないものかと考えますが、当局としての見解をお聞かせいただきたいと思います。

再質問をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

市の備蓄量を増やすことについては、避難所で必要とされる物資が多様化しており、備蓄品の品目も増加しているため、倉庫の容量等を踏まえて、今後、段階的に確保していきます。

なお、市が行う防災訓練や出前講座では、参加者に自分の命は自分で守る自助を強く訴え、ご家庭での備蓄を進めるよう啓発しており、市民の自助の意識が高まるよう引き続きPRしていきます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。段階的な確保をよろしく願いいたします。例えば、10%が20%になったところでどうなのかというようなこともあるかと思いますが、少しでも多いほうがよいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

防災監がおっしゃられたように、市民の自助の意識は大切ということは、同感であります。恐らく災害発生直後は、公助、共助の手を差し伸べようとしても、届かないのが本当だと思います。市としても、南海トラフ地震としての想定をしていただきながら、市民にも広く、

生存戦略としての自助の啓発を広めていただきたいと思います。

では、次の要旨に移らせていただきます。

要旨 2、避難者行動要支援者名簿の作成状況はどうかであります。

こちらにつきましては、同じく、去る 1 月 28 日に開催した市民との意見交換会ですが、第 2 部からであります。私は総務委員会として、「これからの町内会、私の役割」をテーマに、参加者と意見を交換したわけですが、町内会役員として、非常時にどう立ち回ったらよいのか分からないといった声がありました。

そこでまず、避難者行動要支援者名簿について伺いたいします。

これについては、災害時に自ら避難することが困難な方を、町内会や地域の支援者で助け合う共助のために重要なものと認識をしております。

私自身、令和元年度に町内会長を仰せつかりましたが、そのときに名簿が白紙で、若干不安を覚えたことを記憶しております。要旨では、作成状況と銘打ちましたが、こういった制度なのか、概略をお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

当市における避難行動要支援者支援制度は、災害時に自ら避難することが困難な人を避難行動要支援者名簿提供同意者名簿に登載し、平常時から町内会、民生委員、消防、警察などの支援者間で情報共有することで災害が起きたときに、地域での助け合いや安否確認、避難誘導などに役立ててもらえるものです。

また、名簿に登載するには、個人情報支援者や関係機関に提供してもよいという本人同意が必要で、毎年度、情報を更新した上で、支援者に配布しています。

避難行動要支援者の要件を満たす人は、まずは身体的な要件として、介護保険の要介護度 3 から 5 の認定者、また 2 番目として、身体障害者手帳 1 級から 3 級までを所持する者、こちらは内部障害の方は除きます。3 点目としては、療育手帳 A 判定を所持する方、4 点目として、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方、5 点目として、その他これらに準ずる者の方、例えば難病患者の方などです。こういった方のうち、在宅者で家族の支援だけでは避難することが困難であるなど、特に支援が必要な人としています。

名簿への登載時には、個別避難計画の提出をお願いしており、令和 3 年度には国のモデル事業を活用し、個別避難計画の作成が困難な人には福祉専門職が作成を支援する仕組みづくりをしました。

また、本計画を実効性の高いものにするため、福祉専門職で構成したワーキングチームにおいて、災害時に取るべき行動を、マイタイムラインとしての見える化、持ち出し品リスト化などの見直しを行うとともに、支援者向けのガイドブックも作成し、支援者の確保にも努めているところです。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5 番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。概略は理解をいたしました。やはり

地域の助け合いのために、大変重要なものだと感じました。一定の要件があることと、本人同意で、名簿に記載をして、支援者に配布をしているということでしたので、なるほど、私が町内会長のときには、白紙だったのかなと理解をいたしました。

再質問をさせてください。

これは私の感覚になるのですが、得てしてこういうものはなかなか把握するのが難しいものだと思っています。先ほど、要件の中に、その他、上記に準ずるもの、難病患者の方など、という項目がありました。その地域にお住まいの方しか知り得ない情報とかも必要になってくるかと思いますが、対象者数や対象者の把握はどのように行われているのか教えていただきたいと思います。

再質問をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

当市において、身体障害者手帳の所持状況などから、避難行動要支援者に該当する人は、令和6年2月26日現在で約2,000名お見えになります。そのうち意向調査から、制度対象となる家族の支援だけでは避難することが困難であるなど、特に支援が必要な人として把握しているのは227名です。

対象者のうち、支援者間で情報提供に同意し、避難行動要支援者同意者名簿に登載している人は198人で、対象者の87.2%になります。

対象者の把握については、数年ごとに、避難行動要支援者の身体的な要件を満たす人に、文書で照会し、把握に努めているところです。

また、転入者や、新たに要件を満たすことになった人には、窓口などで本制度について説明しているほか、障害者の方には、基幹相談支援センターや、相談支援専門員から、高齢者の方には、各地区高齢者あんしん相談センターや、介護支援専門員などにおいて日頃からご案内をさせていただいているところでございます。

さらに、令和2年度には、避難行動要支援者の対象となる可能性のある方に対して、民生委員による個別訪問での登録意向確認調査を初めて実施したほか、令和3年度には個別避難計画策定モデル事業の一環として、アンケートによる実態把握調査を行いました。

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、今後も年1回、名簿の更新を行うとともに、3年に1回、民生委員の個別訪問を行い、災害時における地域での助け合いや安否確認につながるよう、避難行動要支援者の把握と、本制度の周知に努めていきます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。行政としてご努力をいただいている部分、民生委員さんなど地域の支援者に頼る部分、それぞれあると理解をいたしました。今後とも、行政と地域との連携で、共助の部分が強化されていくことを期待しております。

要旨3、災害時の町内会マニュアルについてであります。

町内会と一言で言っても、地域によって様々あるかと思いますが、1年ごとに町会長が交

代するケースが多いのかなと思っております。かくいう私も、令和元年度1年きりで次の方へバトンタッチをいたしました。

意見交換会では、このような短期間で町内会役員が代わっていく中で、いざ大規模災害が発生した際に、どのような行動を取ればよいのか分からないといったご意見がありました。私も、町会長になったときは、委任状伝達式で大変分厚い手引きをもらった覚えはありますが、大規模災害が発生したら、最低限これはやっておくとか、まずはどこに集合をして、誰の指示に従うといった、単純明快なマニュアルはなかったと記憶しております。誰でも分かるマニュアルが必要であると感じるわけですが、そのようなものを準備できないのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

災害発生時には、近隣住民による共助の役割が非常に重要となるため、自主防災組織の活性化を促し、地域防災力の向上が必要です。

そのため、市では町内会で防災活動を行う際には、向こう3軒両隣の延長として、互助・共助を基本とし、自らの地域を自らが守るため、自主防災組織を設置し、その組織を中心として活動してもらうよう啓発を進めています。

また、自主防災組織ごとに規約や防災計画の作成を推進しており、災害発生時の対応手順や役割を明確に定めておくことで、町会長が変わった際にも、マニュアルとして活用し、災害対応を行えるようにしています。

市では、既に「自主防災組織づくりのすすめ」をマニュアルとして作成し、自主防災組織の必要性や作り方、規約や防災計画の様式などを案内することで、円滑な組織づくりや計画づくりを推進しています。

こちらについては、市ホームページに掲載していますが、今後広報や町会長委嘱状伝達式でお配りする手引きなどにより積極的に周知を進めていきます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。今の防災監の答弁で、自主防災組織について、町内会長の頃の思い出がよみがえってきたような気がいたします。

今ある資料をしっかりと活用できるようにするのも一つの方法だと思いますので、周知を進めていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

市民との意見交換会では、あいち防災リーダー会犬山支部の方もお見えでした。ご依頼があれば、自主防災組織の防災訓練を手伝うということもおっしゃっていらっしゃいましたが、こういった情報にたどり着けていない町内会もあるのではないのかなと、意見のやり取りから推察しましたので、併せて周知いただくことをお願いをいたしまして、次の要旨に移ります。

要旨4、家具等転倒防止器具取付支援事業について、拡充ができないかであります。

これも午前中に公明クラブの諏訪議員が若干触れましたが、自助の促進の観点から、もう

一步踏み込んで質問をさせていただきます。

言うまでもなく、市民との意見交換会、第1部の福和伸夫名誉教授の講演からで、まずはけがをしないということは大変重要だと思っております。

現在、犬山市では、一定の条件のもとで、転倒防止器具を無料で取り付ける事業を行っていますが、もう少し対象を広げることができないのかなと思い、要旨に加えました。

例えば、家具転倒防止器具の購入補助でもよいと思います。例えば、65歳以上で無条件にするであるとか、日本語に不慣れな方等々、特に日本語に不慣れな方がけがをされた場合は、救助をする側も大変だと思いますので、大規模災害が発生した場合の避難所や、救護所の状況を勘案すると、必要な対策だと思いますが、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

この事業は、現在は65歳以上の高齢者のみの世帯や障害者のいる世帯などを対象に、1世帯4組まで、器具代を含め無料で委託業者が取り付け工事を行っています。

令和6年1月末時点で、累計946世帯、3,214組の器具を設置しています。

事業内容は、現場確認から工事まで行うものであり、1件当たりの施工に多くの時間を要するため、年間に施工できる件数が限られています。

本制度をより必要としている方が確実に補助を受けられるよう、自力で取り付けることが困難な世帯を対象としているため、現状では対象要件の緩和は難しいと考えています。

一方、家具等転倒防止器具の購入補助については、他自治体で実施しており、対象要件や補助額について事例を研究しながら検討していきます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。家具等転倒防止器具の購入補助について、他の自治体の事例を研究しながら、検討をしていただけるということですので、期待をしています。

今回は防災対策について、市民との意見交換会のご意見から発言をさせていただきました。南海トラフ地震を想定したバランスの取れた、公助・共助・自助となるよう、私も支援者を中心に周知を広めてまいりたいと思います。当局におかれましても、周知を広めていただくことを重ねてお願いして、次の質問に移りたいと思います。

件名3、火災罹災者対応についてであります。

要旨は1点です。公営住宅への入居についてであります。

昨年は大変、犬山市内で火災の多い年になりました。私も消防団で何度か出動をいたしました。記憶に新しいのが、昨年12月21日の塔野地青木の火災であります。消防団アプリで出火報を受けたのが16時58分、鎮圧が21時34分、鎮火が21時50分ということで、大変な火災であったと記憶をしています。

その後に問題となったのが、罹災者の取りあえずの住居であります。火災直後に相談があ

りまして、住むに困っているとのことで、最終的には地域の高齢者の方が面倒を見てくださり、事なきを得たのですが、年末年始で市役所は休庁期間に入ってしまい、不動産屋も年末年始のお休みということで大変困ってお見えでした。

誤解のないように伝えておきますが、火災罹災証明書の発行は速やかに行われ、見舞金もすぐに受け取れたということでしたので、公の対応は速やかに行われたと思っております。しかし、仮の住居に困ってしまいました。

消防団の仲間から火災罹災者の場合は、県営住宅への入居サポートがあると教えていただいて、犬山市ホームページを確認したところ、そのような記載がありましたので、入居に係る期間や対応、速やかに入居できるものなのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

火災による罹災直後の住居支援としましては、親族や地元町内会などのご協力をいただきながら、県営住宅への入居をサポートしております。また、令和5年12月の火災を受けて、火災直後の被災した市民を支援するために、現在、日赤犬山地区が中心となって、市内の宿泊施設に宿泊できるよう仕組みづくりに着手しているところです。

ご質問の県営住宅の入居につきましては、受付窓口である名古屋尾張住宅管理事務所一宮支所と、災害発生後、速やかに連携を行いながら、入居可能な住宅の確認や、申請に必要な書類の作成などに関して支援を行います。

ただし、県営住宅に入居するに当たっては、入居可能な部屋の確保、鍵の交換、清掃などの準備があるため、速やかに対応するものの、7日間程度の期間が必要であると聞いており、入居に必要な書類としましては、罹災証明書、住民票、申請書の提出が求められています。

なお、火災による入居期間は原則として1か月、最長で3か月まで入居することができません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。県営住宅への入居は、早くとも7日間程度はかかるかと理解をいたしました。しかし、答弁の中で、日赤犬山地区がかゆいところに手が届く仕組みづくり、これに着手をしてくださっているとのことでしたので、期待をしたいと思います。

身寄りのない独居の高齢者がこれから増加をしていきます。若い方でも、親族が遠方で困ってしまうケースもあると思います。外国人市民が罹災する可能性もあります。大変重要な取組でありますので、応援をしております。

では、次の質問に移ります。件名4、高齢者虐待についてであります。

この質問につきましては、午前中に公明クラブの諏訪議員からも質問があり、高齢者虐待の現状、今後の取組について質問をされ、それぞれ答弁をいただきました。とりわけ高齢者虐待の通報件数は、本年度の現段階で164件と想像を絶する数でした。犬山市においても、そのような状況があることが分かりましたので、要旨は1点、高齢者虐待の状況と対応につ

いてであります。

高齢者虐待の状況につきましては、先ほど申し上げたように、諏訪議員への健康福祉部長の答弁で理解をいたしました。私からは、高齢者虐待の通報があった場合の対応について、具体的な動きや注意点など、可能な範囲で結構ですので、詳細にお伺いをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

高齢者虐待の対応の流れですが、市や高齢者あんしん相談センターに通報があれば、複数の職員で、可能な限り速やかに事実確認をまず行います。事実確認の聞き取りのために訪問した時点で、明らかに被害者の生命、身体に危険がある場合には、分離しなければならないため、避難先となる施設の確保を行います。

危険が認められない場合は、詳細な事実確認のため、被害者と加害者の双方から聞き取りを行うとともに、被害者が利用する介護サービス事業所や医療機関などから、サービス利用時や受診の際に、虐待が疑われるような点はなかったかなどの情報収集を行います。

一定の情報収集ができれば、関係者を集め、虐待の有無と、緊急性について検討を行い、対応を決定します。一刻も早く被害者を保護する観点から、当市ではここまでのプロセスを、通報から48時間以内に完了するよう努めています。

虐待なしと判断した場合は、虐待対応は終結し、必要に応じての見守りなどに移行しますが、虐待ありと判断した場合は、双方の分離のほか、状況に応じた対応を進めます。

その後、定期的に状況を確認しながら、虐待が解消されたと判断できるまで、その対応の継続や見直しを行います。

次に、対応に当たっての注意点です。虐待は根本的な解決は極めて困難であり、単に被害者を保護するだけでなく、加害者がどのような問題を抱え、虐待に至ったかなどを把握し対応しなければならないことです。そのためには、加害者との信頼関係の構築も必要となるため、時には職員が繰り返し加害者に接触してサポートを行うこともあります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） 答弁ありがとうございます。今の答弁で迅速な対応に心がけていただいているということが分かりました。まずは感謝の言葉を贈りたいと思います。ありがとうございます。

おっしゃられるように、虐待は根本的な解決が極めて難しく、そして初動が大変重要になってくると思っております。本市においては、現状、通報があった場合、複数の職員で事実確認からその後の対応をしていただき、情報収集、虐待の有無、緊急性のあるなしから対応の決定を迅速に行っていただいている。そして、注意点にもありました、単に被害者を保護するだけでなく、加害者にも寄り添わなければならない。信頼関係の構築は、相当時間もかかり、大変な取組であると感じています。

そこで、再質問をさせていただきます。

今回、私がこの高齢者虐待というテーマにたどり着いたのは、市民からの別の要望からで

した。今日のところは具体的な中身については差し控えさせていただきますが、身寄りのない独居の高齢者への対応を求める要望があり、新しいニーズがある新しい取組が必要であると感じ、高齢者支援課へ相談に伺ったことからです。相談の中で、高齢者虐待の実態にたどり着きました。

そして、私も元労働組合の役員ですので、その対応に市役所1階フロアの職員が奔走している状況について、経験則で理解をいたしました。これでは新しいニーズを把握し、新しい取組を提案したくてもちゅうちょをしてしまいます。

さきの諏訪議員への答弁で、高齢者あんしん相談センターを増員していくことは分かりました。これはこれで大変重要なことであります。

しかし、職務の性質上、高齢者支援課の職員体制についても正直、不足をしているのではないかと感じていますが、当局としてはどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

高齢者支援課では、高齢者虐待のみならず、介護保険を含む様々な事業を担当しております。常に業務の合理化と効率化を意識していますが、2万1,000人を超える高齢者が対象であり、多岐にわたる事業のみならず、丁寧な窓口と電話での対応を維持するため、昼間はそうした対応業務が主な業務となってしまうため、どうしても時間外勤務が発生する状況となっています。

また、虐待に限らず、身体能力の低下により、生活の維持が困難となる方も増えつつあるなど、生活全般に関わる課題への対応も増加しています。そのため、諏訪議員のご質問でもお答えしましたが、令和6年度から、市内5地区の高齢者あんしん相談センターの職員を増員して、高齢者の支援体制を強化する予定です。

センターの体制強化は、これまで以上に高齢者に寄り添った支援が可能となるとともに、職員の負担軽減も図られるなど、安定した行政サービスの提供に効果があるものと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。まずは、市内5地区の高齢者あんしん相談センターの増員で、高齢者の支援体制を強化していくということで理解はいたしました。効果にも期待をしております。

しかし、今日答弁をいただいた高齢者虐待の対応の流れを鑑みると、相当な労力と精神力が必要な取組であると改めて感じました。新しい高齢者支援のニーズに応えていくためには、やはり必要な人員をしっかりと配置していく必要があると思います。

施政方針の中でも、高齢者支援について触れていただきました。職員の皆さんにはぴかぴかに輝いてほしいともおっしゃっていただきました。これから高齢者支援の取組規模を勘案すると、現場職員の意見を取り入れながら、人員の不足をきちんと補強していく必要があ

ると考えますので、そのことを指摘をさせていただきます。

では、次の質問に移ります。件名5、総合的な交通施策の見直しについてであります。

要旨は1点です。デマンド交通の改めての実証実験は行わないのかであります。

こちらについては、全員協議会資料を受け取った段階から考えていました。施政方針の中でも、総合的な交通施策の見直しについては、その一環として、高齢者タクシーチケットの改善について判断をしていただきました。これについては大変重要であると思いますが、総合的という部分では、他の交通モードとの連携も重要であると感じています。

誤解があるといけないので、事前に申し上げると、私は熱烈にA I デマンド交通を推奨しているわけではありません。市の財政状況と市民の声を両てんびんにかけた際、やらざるを得ない状況に追い込まれていると感じています。本来は路線バスが軸であるべきだと思っております。ですから、慎重の上に慎重を期すためにも実証実験は繰り返す必要があると考えています。

昨年6月の議会の一般質問で、わん丸君バスの次の再編は3年程度の期間で進めていきたいと答弁をいただきました。逆算していくと、そんなに余裕はないと感じています。デマンド交通という選択肢はなかったのか、改めてデマンド交通の実証実験は考えていないのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

デマンド型交通については、令和4年度に一部地区において実証実験を行いました。現状では自家用車を運転して移動する人や、自分で車を運転できない人であっても、家族や知人が送迎してくれるといった体制が取られており、新たな移動手段として必要性を感じている人は少ない状況と分析しています。

また、今年度策定した地域公共交通計画においても、路線型バスであるわん丸君バスを生活交流路線と位置づけ、確保、維持、活性化していくとしています。そのため、デマンド型交通については、早期の導入は見送り、わん丸君バスでカバーできない部分はタクシーで補完していく方針です。

しかし、デマンド型交通についても、公共交通を取り巻く環境は日々変化するため、地域公共交通計画において調査研究をしていくとしています。

なお、現時点では、市費での実証実験の予定はありませんが、令和6年度に愛知県の事業として、A I デマンド交通の実証実験が行われる予定であり、先日、対象地域の募集がありました。実施される地域は県内で一つだけですが、市費の負担なしで実証実験が行え、また、市町村域をまたがる移動を行えることなど有益な内容となっておりますので、当市においてもエントリーし、選定結果を待っている状況です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。今日段階での当局の考え方は理解をいたしました。

しかし、私としては、軸となるわん丸君バスでカバーができない部分が、タクシーを活用したA I デマンド交通になると考えています。利用対象者の限られる高齢者用タクシーチケットの立ち位置は、慎重に研究をしていただきたいと思います。

いずれにしても、愛知県の事業としてのA I デマンド交通の実証実験にエントリーをしているとのことですので、県内で1か所と大変厳しいですが、大いに期待したいと思います。

次の質問に移ります。件名6、施政方針についてであります。

要旨は1点で、イノシシ対策についてであります。このテーマは、前回の令和5年11月議会で取り上げたばかりですが、その後も地域住民の意見が絶えない状況で、先日も活動報告を見て、自宅へ訪問してくださった方もお見えです。

施政方針の中で、「イノシシ対策など、犬山の農業を守るため、農業振興を総合的に進めてまいります」とありますが、イノシシ対策について、令和6年度から新しく予定されている取組があるのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

ご質問いただきましたイノシシ対策について、令和6年度から新たに開始する取組はありませんが、さきの11月議会で小川議員の一般質問でお答えしたとおり、特効薬となるものがございませんので、農作物被害を減らす三大対策に係る予算を拡充するなど、引き続き対策を講じてまいります。

まず、三大対策の一つ、イノシシを増やさないため、有害鳥獣駆除に係る委託料を令和5年度当初予算から約118万円増額し、イノシシの駆除に努めてまいります。

また、有害鳥獣の駆除への従事に必要なわな免許につきましては、現在、新規取得者を対象に市が補助をしております。

令和4年10月議会で大沢議員の一般質問において、わな免許の更新費用についても補助対象とすることをご提案をいただいておりますが、市としても、有害鳥獣の駆除に携わる市民の負担軽減と駆除体制を今後も確保していくため、更新費用も対象とすることを前提に、補助制度の見直しに着手してまいります。

次に、イノシシを入れないため、農地を柵等で囲う設置の補助事業を実施している犬山市鳥獣害防止総合対策協議会への負担金を、令和5年度当初予算から13万円増額し、農地の防衛に対する市民ニーズに応えてまいります。

最後に、イノシシを寄せないため、野生動物と人間とのすみ分け対策として、農地周辺の管理されていない竹林などの管理や周辺の草刈りなど、イノシシが近づかない環境をつくることについて、市広報等を活用し、地域住民への周知啓発に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。昨年11月議会からの引き続きですので、特効薬になるものはないということは理解をいたしておりますし、同感であります。先

ほどの経済環境部長の答弁で、限られた予算とはいえ、増額をしつつ、様々な対策について、真摯に検討し、実行いただけることから、施政方針に記載した意欲を感じました。

いきなり大きなことは無理と承知をしています。しかし、答弁にもありましたように、市民のニーズに応えるとともに、地域住民への引き続きの周知、啓発をお願いいたします。応援しています。

以上で、私、5番、小川隆広の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◎議長（柴田浩行君） 5番 小川隆広議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

再 開

午後2時05分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、創大会の光清 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして4件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

件名1、文化財建造物の地震対策について。

今年1月1日に発生した能登半島地震から2か月が経過しました。今回の地震では、伝統的な建築物などの文化財にも甚大な被害が出ています。文化財建造物ならではの耐震の難しさが指摘されていますが、当市においても多くの文化財建造物があり、他人ごとではありません。

昨年秋には、羽黒にあります鳴海杵神社の物件6件が、国登録有形文化財に登録されることが報道されました。この結果、市内にある登録有形文化財建造物は、今回の物件を含めて県内最多の157件となり、県内の約3割を占めることになるということです。これは、歴史的建造物が移築されている明治村があることもありますが、古い建造物を住民の皆さんが継承に力を入れてきたたまものと言えます。

こうした文化財建造物を次世代に継承することは、単に所有者だけでなく、私どもの責務ではないでしょうか。そこで、今回の質問をさせていただきます。

要旨1、文化財建造物の地震対策の現状についてです。

現在、市内の文化財建造物、特に身近な文化財建造物である登録有形文化財建造物の現状はどうなっているのか。そして、それらの登録有形文化財建造物の地震対策はどうなっているのか、また市としてはどの程度把握しているのか、質問をします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

令和6年2月末時点で、市内には168件の文化財建造物が所在しています。そのうち国宝が2件、重要文化財が13件、県指定文化財が2件、登録有形文化財建造物は151件です。登録有形文化財建造物のうち、公益財団法人明治村が所有しているものが57件、その他個人など民間が所有しているものが52件、寺院が所有しているものが30件、市が所有しているものが3施設、12件あります。

このうち、市として把握している民間所有の建造物で、レストラン、工房、ギャラリーなどの店舗として利活用されているものは8店舗あります。

次に、登録有形文化財建造物の地震対策の現状については、市の文化財保存事業費補助金を活用して修理工事を行ったもののうち、筋交いの追加、基礎補強、屋根の軽量化など、耐震性能を高める対策が行われた物件については把握していますが、それ以外の物件については把握しておりません。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 市内には、明治村を除いて94件の登録有形文化財建造物があり、寺院や個人など、民間が所有しているものが82件あるとのこと。しかし、民間施設では一部を除いて、地震対策の現況状況については把握していない状況が分かりました。

ここで再質問をします。

市が所有する3施設、旧磯部家住宅、旧堀部家住宅、旧加茂郡銀行羽黒支店については、具体的にどのような地震対策をしているのかを再質問します。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

市が所有している登録有形文化財建造物には、今おっしゃった3施設があります。旧磯部家住宅復元施設では、平成17年度に行った整備工事の際に、基礎補強や耐震補強、金物取り付けなどの対策を行いました。

旧堀部家住宅では、平成22年度から25年度にかけて行った整備工事の際に、耐震壁への改修及び新設、柱の新設、耐震補強金物の取り付けなどの対策を行いました。

旧加茂郡銀行羽黒支店復元施設小弓の庄では、平成10年度から11年度にかけて行った移築復元工事の際に、基礎を鉄筋コンクリートとし、壁筋交いを増設するなどの対策を行いました。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 市の施設については、それぞれ施設見学やイベント、市民活動などで、不特定多数の方に利用されていますが、一定の地震対策がされており、安心しました。

次の質問に移ります。要旨2、今後の文化財建造物の地震対策についてです。

さきの答弁では、民間所有の登録有形文化財建造物においては、補助金を活用して修理を行った物件以外は、余り地震対策が進んでいないように思いますが、その理由についてどのように考えているのか。また、今後市としては、具体的にどのように、民間所有の登録有形

文化財建造物について、耐震化などの地震対策を進めていくか、質問をします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

民間所有の登録有形文化財建造物については、基本的に所有者ご自身により地震対策を行っていただくことになります。地震対策のネックになっていると考えられるものは、耐震補強工事に多くの費用を要すること、耐震壁の新設などで間取りが変わる場合には、以前より使い勝手が悪くなる可能性があること、文化財建造物としての価値を守りながら、耐震対策をする難しさなどが考えられます。

このような状況の中、市では現在、登録有形文化財建造物の保存修理工事を対象に、工事費の一部を補助する犬山市文化財保存事業費補助金を設けています。

この補助金では、傷んだ部材の修理、交換に加え、基礎の補強や筋交いの増設など、耐震性能の向上につながる工事も対象としています。

また、文化財所管課以外では、登録有形文化財建造物を含む一般の民間木造住宅の無料耐震診断や、耐震改修工事を対象とした補助制度も設けています。

まずは所有者の防災意識を高めていくために、建物の修理や利活用に関する相談、所有者変更手続などの機会や、毎年実施している文化財防火デーに合わせて、全所有者に送付している防火対策の普及啓發文書に、制度の案内を同封するなどして、これらの補助制度の周知を図ってまいります。

合わせて、地震対策状況を確実に把握し、情報発信できるよう、登録有形文化財建造物のデータベースに地震対策の項目を追加し、未対策物件に対して、スピーディーかつ確実に地震対策の普及啓発を図ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 登録有形文化財建造物としての価値を守りながら、地震対策を進めるに当たっては、多額の費用が要することは理解します。

一般住宅の耐震化改修を担当する、これは都市計画課になると思いますが、とも庁内連携を深め、既存の補助金を活用して、所有者に早めに耐震工事を行ってもらうように進めてください。

なお、まずは現状を把握することが第一なので、登録有形文化財建造物のデータベースへの地震項目の追加等は早めに着手する必要があることを指摘させていただきます。

ここで再質問をします。

地震で怖いのは、建物の倒壊だけではなく、地震後に発生する火災も深刻な被害をもたらします。能登半島地震により発生した石川県輪島市の大火災は記憶に新しいところです。出火原因を見ますと、阪神大震災や東日本大震災で約6割を占めるのが、停電から電気が復旧したときに発生する通電火災と言われています。この通電火災の対策としては、地震の揺れを感知し、自動で電気を遮断する感震ブレーカーが有効であります。

昨年の6月議会でも、小川清美議員から、通電を防ぐ感震ブレーカーの補助について一般

質問があり、一般住宅については、新年度から補助の拡充が予定されています。

そこで、地震の二次災害である火災対策として、感震ブレーカーを登録有形文化財建造物に積極的に設置してもらうよう勧めることができないか、再質問をします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

感震ブレーカーの設置については、もちろん登録有形文化財建造物においても、電気火災対策として有効な手段となります。市では、市内に所有または居住する住宅に感震ブレーカーを設置した方を対象に、その購入及び設置に要する費用の一部を補助する制度があります。来年度には補助額を現行5,000円から1万円に拡充する予定もしていますので、登録有形文化財建造物の所有者に対しても、この制度についての周知を行ってまいります。

市内には多数の文化財建造物が所在しており、これまで、所有者の方とともに保存を図ってまいりました。今後も防災の観点を強く意識して、文化財の保存に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 今後も防災の観点を強く意識して、文化財の保存に努めていくとのことです。昨年7月に認定されました、犬山市文化財保存活用地域計画においても、文化財建造物の耐震化の推進が明記されております。文化財建造物を地域の財産として長く保存活用していけるよう、市として積極的に地震対策を進めてもらうことを期待して、次の質問に移ります。

件名2、コミュニティバスの利便性向上についてです。

昨年12月1日からコミュニティバスの運行路線や時刻表等が改定され3か月が経過し、利用者の方も新しいバス運行に慣れてきていて、今後の利用者増加が期待されているところであります。

そんな中、バスの停留所について、利用者の方からお声を聞きました。その方は少し足が不自由で、バス停が家から離れていて不便で、特に雨の日には苦勞しているとのことでした。もちろん、一人一人の意見を聞いて停留所を決めることは、難しいことは理解していますが、少しでも利用者、特に交通弱者の足としてのコミュニティバスの利便性が、これからも向上することを求められています。

そこで、要旨1、コミュニティバスの停留所の決め方についてです。

そもそも、現在のバスの停留所はどのように決めているのか。また、そのバスの停留所を決める際には、地域の要望をどのように反映しているのか、質問をします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

わん丸君バスの停留所については、道路状況にもよりますが、市民ニーズと、全体の運行時間を踏まえ、おおむね500メートル程度での区間を目安として設置しており、新設、移設、

廃止によって、それぞれ配慮すべき点があります。

まず、新設は、横断歩道や曲がり角付近には設置できないといった地形的な制約があります。また、新設に伴って、路線区間が長大化する場合には、運行における遅延の増加につながり、運転手の休憩時間の減少など、労働環境の悪化が懸念されます。

次に移設は、地域をはじめ移設元や移設先の土地所有者の意見を聞きながら検討を行う必要があります。

最後に廃止は、現在その停留所を利用している人が、どの時間帯にどれだけいるのか、代替手段は確保できるのかといったことを調査し、検討を行う必要があります。

一方、令和5年12月の再編で新設したバス停は、福祉活動センターや白帝団地北、地産団地など7か所、移設は22か所、廃止は2か所でした。

なお、停留所を決める際には、先ほど説明したとおり、様々な影響が想定されることから、個人の要望ではなく、町内会などの地域や、各種団体の要望としていただいております。いただいた要望について、全て対応することはできませんが、再編のタイミングで極力実現ができるよう調整を図っていきます。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） バスの停留所を決めるには一定のルールがあり、細かい配慮をしていることがよく分かりました。また、町内会などからの地域からの要望については、再編のタイミングで極力実現できるよう調整を図るとのことです。

そこで、再質問をします。

今回のコミュニティバスの再編は3年ぶりでしたが、次回のコミュニティバスの再編に向けて、今年からのスケジュールはどう考えているか、再質問をします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

次回の再編は、令和8年12月に予定をしています。令和8年12月から新運行をスタートするためには、半年前の令和8年6月には、路線やダイヤなどを決定する必要があります。また、再編に当たっては、地域公共交通会議にて事前に承認を得る必要がありますので、令和7年度中には、再編案をおおむね確定するスケジュールとなります。

そのため、昨年12月に新運行がスタートしたところではありますが、令和8年12月の再編に向けて、令和6年度に町会長やバス利用者を対象としたアンケート調査を実施し、令和7年度に新路線や新ダイヤ等の再編案を策定していく予定です。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） よく分かりました。実質的には、今年と来年の2年で、次のコミュニティバスの路線等の再編が決まることは理解しました。地域からの要望があれば、早めに出していただくよう、私からも地元へ説明していきたいと思います。

さて、先月15日、私ども創犬会のメンバーで、愛媛県四国中央市へ出張し、デマンドタクシーについて視察研修を行ってきました。四国中央市では、平成22年からデマンドタクシー

を導入しており、交通弱者の通院や買物の移動手段となっています。特にドアツードアでの移動ができ、高齢者等の外出機会の創出に効果があり、好評を得ているとの説明を受けました。

犬山市では、新年度からタクシーの助成の拡充により、交通弱者の移動手段の充実をさらに図ることとしていますが、公共交通の中心としてのコミュニティバスがありますので、コミュニティバスにも利用者にとって便利となり、できるだけドアツードアに近づくよう、次の質問に移ります。

そこで要旨2、商業施設などでのバス停留所の設置についてです。

現状のバス停利用について例を挙げさせてもらいますと、今回のコミュニティバスの再編では、楽田東部線において、コミュニティバスがドラッグストア内に乗り入れています、バスの停留所は道路を挟んだお店の反対側の歩道にあり、従来のままです。

また、楽田西部線においては、2か所のスーパーマーケットの近くにバス停留所がありますが、帰る方向によっては、買った商品を持って道路の反対側へ渡らなければならないため、かなりの遠回りをする必要があります。

さらに、上野線においても、終点のバス停留所から商業施設まで、道路を渡った上で、広い商業施設内の駐車場を歩くことになります。

なお、今取り上げたそれぞれのバス停留所はもちろん屋根などの設備がないため、雨天や炎天下のバス待ちは利用者にとって困った状況になっています。このようなバス停は、ほかの地域でもあります。

この課題を解消するため、バスの停留所が商業施設などの駐車場内、できれば、施設にできるだけ近くにあれば、利用者は安全に快適にバスを待つことができます。既に、そういった施設敷地内にバス停を設けている市町が県内にも多くあります。

そこで、商業施設や病院内にバス停留所を設置して、利用者の利便性が図れないか質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

現在、わん丸君バスは、総合犬山中央病院には乗り入れています、その他の商業施設や病院内への乗り入れは行っておらず、バス停も設置していません。

敷地内にバス停があれば、目的地のより近くまで行けることや、バス停が道路の向かいにあることにより、乗降のために道路を渡らなければならないということが解消され、利便性の向上につながります。

一方、乗り入れることで路線の延長が延び、目的地まで時間がかかることや、遅延の発生、結果としてバスの減便につながることなどの懸念があります。

加えまして、敷地内にバス停があることで、利用者の有無にかかわらず、バスが敷地内に入らなければなりません。例えば、道路から敷地内へ進入し、停車後、再び道路に戻るまでに5分かかる場合、そのバス停を1日でバスが10回停車すると、合計で50分の運行時間が必

要となります。運転手の運転時間が限られているため、路線延長を変えずにこの時間を作るには、どこかのバス停を廃止するか、運行本数を減らすなどの対応が必要となる可能性があります。

また、商業施設や病院側としても、営業時間外の対応や、敷地内での事故リスクの増加、場合によっては建物に近い駐車スペースを数台分潰す必要があるなどの懸念もあります。

以上のことから、商業施設や病院への乗り入れについては、メリット・デメリットがあり、個別に判断をしていく必要があります、次回の再編に向けて、利用者からのご意見を伺いながら研究していきます。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 私はこの一般質問に当たっては、何人かの高齢者の方からご意見を聞きました。様々な課題から、コミュニティバスの運行数の減便や、運行路に制約があることは理解するが、利用しやすいように、できることから改善をしてほしいとの声でした。

課題は幾つかあるようですが、バス利用者の利便性と安全性の向上のために、ぜひとも次の再編までには十分に研究した上で、できれば商業施設等の関係者との調整を一度検討してください。バスの停留所が商業施設等の敷地内に設置してほしいの声が多くあることを、再度強調させていただきます。

ここで再質問をします。

総合犬山中央病院は建て替えが予定されていますが、ほぼ全路線のわん丸君バスが乗り入れする重要なバス停があります。令和3年6月議会の玉置幸哉議員の一般質問に対する答弁では、バス利用者の利便性維持を第一に考え、病院側と調整を図っていく予定でしたとのことでしたが、建て替えが遅れているようですが、その後はどうなっているか、再質問をします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

総合犬山中央病院の改築については、令和3年6月の時点では、令和6年度のグランドオープンに向けて、段階的に工事を進めていくという計画であり、段階ごとにバス停の位置や敷地内の運行ルートについて調整を進めておりました。

しかし、その後、コロナ禍における建築資材の物価上昇等の理由により、着工前の段階で計画が一旦保留となっていました。令和6年度の秋ごろから着工開始予定と伺っております。

総合犬山中央病院は、7路線のわん丸君バスが乗り入れており、乗降者数も多いバス停です。そのため、交通結節点としては特に重要な場所であり、改築の計画に合わせ、利便性の維持向上に向けて改めて調整を図っていきます。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 病院側と改めて調整をして、病院に通院する人にとって、バスを待つことが現状より利便性が高まり、快適になるように、できることならば、建物内に待合スペースを設けるようなバス停留所になることを期待して、次の質問に移ります。

件名 3、可燃ごみの収集についてです。

現在の都市美化センターに代わる 2 市 2 町による新しいごみ処理施設の本体工事が、今年 11 月から始まる予定です。新施設は、循環型社会実現施設として、住民と環境に優しい、安心・安全の処理計画、ゼロエミッションの推進、災害に負けない強靱化対応、地域密着の施設運営などを目指しており、完成が待たれるところです。

一方、新ごみ処理施設稼働後の可燃ごみの収集、言い換えれば、各家庭から出される可燃ごみを集めて、新ごみ処理施設まで運搬することは、言うまでもなく、それぞれの市町が引き続き担うことになります。

新ごみ処理施設は、江南市の北部にあり、犬山市、特に東部や南部からはかなり離れたところにありますので、今後の可燃ごみ収集については、市民生活や、市財政に影響があるか気になるところであります。

そこで最初に、要旨 1、可燃ごみの収集状況の現状についてです。

犬山市における現在の可燃ごみの 1 日当たりの収集量はどのくらいあり、その可燃ごみの収集体制はどうなっているのか。また、可燃ごみ収集に当たって配慮していることがないか、以上を質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

令和 4 年度における可燃ごみの収集量は、1 万 1,542 トンとなっており、1 日当たりで換算すると約 32 トン、また、市民 1 人当たりでは年間 160 キログラムを収集したことになります。

可燃ごみは週に 2 回、決められた曜日に出すことになっており、月曜日から土曜日までで、約 1,300 か所の可燃ごみ集積場から収集運搬をしています。

可燃ごみの収集運搬については、2 つの事業者に委託しており、通常時での収集であれば、パッカー車 9 台、年末年始等の可燃ごみが多く出される時期には、パッカー車を 1 台増やして対応しており、8 時からおおむね午前中の回収に努めています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4 番（光清 毅君） よく分かりました。私たちの家庭から出される可燃ごみは、毎日、市内の各可燃ごみ収集場から、9 台のパッカー車で、できるだけ午前の 8 時から午前中に収集が終わるように配慮していることが分かりました。

それでは要旨 2、新ごみ処理施設稼働後の可燃ごみの収集についてです。

令和 10 年 4 月から新ごみ処理施設の供用開始が予定されていますが、新しい施設へごみを搬入する場合、パッカー車は、最終的には県道浅井犬山線に入ることになりますが、浅井犬山線までの経路についてはどのように考えているのか。その結果、搬入延長距離はどうなるか。また、ごみの収集時間やごみの出し方等、市民への影響があるのか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

新ごみ処理施設への搬入経路についての詳細はまだ決まっておりませんが、メインとなる経路としては、県道春日井各務原線、県道一宮犬山線、市道犬山富士線等から、県道浅井犬山線を通して、新ごみ処理施設へと至る経路を想定しています。

現在の都市美化センターから新ごみ処理施設へと搬入先が変わることで、移動距離が大きく変わると想定されますが、現在、細かい経路は決まっておらず、来年度から収集運搬経路や費用について詳細な検討を始める予定をしています。

ただし、経路が決まったとしても、ごみが少ない日には1往復で済みますが、ごみが多い日には、複数回往復することになることから、正確な搬入延長距離を積算することは難しいと考えています。

収集時間については、午前中回収を継続したいと考えているところですが、そのためには、収集運搬に必要な車や人員を増やすといった対応が必要となり、その負担は市が支払う委託料に反映されることになります。

したがって、新ごみ処理施設稼働後も、午前中回収の継続を前提としつつも、市民への影響や費用面といったことを総合的に判断していきたいと考えているところです。

なお、現在のところ、新ごみ処理施設稼働に伴うごみや資源物の分別に大きな変更はないと考えていますが、既に分別収集を行っているプラスチック容器包装に加えて、現在、可燃ごみとしているプラスチック使用製品も、分別収集及びリサイクルを行うことが努力義務とされたため、新ごみ処理施設稼働に合わせて、令和10年4月からの変更を検討しているところです。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 市民が可燃ごみとして種類については大きな変更はなく、収集時間については、午前中の回収を継続するために、収集運搬に必要なパッカー車や人員を増やす対応が必要となることとなります。

ここで再質問をします。

今の答弁によりますと、パッカー車を増やして、午前中の収集に努めるとのことですが、搬入の延長距離も長くなりますので、ごみの搬送に係る経費は増加することが想定されます。そこで、経費の増加については、どの程度になると想定しているのか。また、その増加分については、どのように対応する考えなのか、再質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

先ほど答弁いたしました、詳細な検討は来年度から行う予定ですが、令和2年度に新ごみ処理施設への可燃ごみの収集運搬費の参考見積りを取っています。

可燃ごみ収集運搬委託費の令和2年度決算額は、約1億4,800万円となっておりますが、見積り額は、現在と同じ午前中回収を継続しようとした場合に、1.5倍の約2億2,500万円と

なっています。

しかしながら、その後、燃料費等が高騰しており、金額はさらに増額することを想定しています。

新ごみ処理施設の稼働に伴い、ご質問の収集運搬費以外にも、既存経費の増額や新たな経費の発生が見込まれますが、財源につきましては、新施設稼働によって変化するもろもろの経費を総合して考えていく必要があります。

その中で不足する財源につきましては、ごみ処理費の削減につながるリサイクルの促進など、ごみ減量のより一層の推進を前提としながら、一般廃棄物処理手数料などの受益者負担も含めて総合的に判断してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） よく分かりました。令和2年度の決算額と比較して年間約7,700万円以上の可燃ごみ収集運搬に係る費用が増額との想定でした。かなりの増額になります。もちろん、収集運搬以外にも費用の増額が見込まれ、そのため、市としてはごみの一層の減量に取り組むとともに、一般廃棄物処理手数料など、受益者の負担を含めて総合的に判断していくとのこととです。

いずれにしても、日常的に各家庭から出されている可燃ごみの収集に当たっても、多額の経費、これ令和4年度決算額でもほぼ同額の約1億4,800万円になっていますが、こういった費用がかかることを改めて市民に理解していただき、今後は、その財源についても広く議論する必要があることを指摘して、次の質問に移ります。

件名4、施政方針について。

要旨、市街化区域への編入による新市街地の形成についてです。

市では、令和2年4月より事業を見合わせてきた道の駅整備について、白紙との決定をして、今後は市街化区域への編入による新市街地の形成を目指すということです。また、新しい犬山づくりの実現に向けて、スピード感を意識して、地域の皆さんと一緒に検討を進めていくとのこととです。

そこで、2点について質問をします。

新たな犬山づくりの実現を進めるに当たって一番重要なことは、関係地権者の理解と協力があることです。

そこで、現在の関係地権者の意向はどうなっているのか。また、市街化区域への編入による新市街地の形成を進める場合、一般的には土地区画整理事業が考えられますが、時間がかかることも想定されます。今後のスケジュールについてはどのように考えているのか、以上、質問をします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

道の駅整備の対象としていた五郎丸地区の土地所有者の皆様に対して、1月に新しいまちづくりに関するアンケートを実施しました。このアンケートは、新たな都市拠点及び交流エ

リア基本構想策定時と同様の現在の土地利用状況に加え、新たに土地区画整理事業での市街化編入による新市街地形成について、五郎丸東一丁目地内の土地所有者においてお聞きしたもので、アンケートの回収率は71.8%でした。

集計結果の要旨としましては、現在の土地利用状況についての問いでは、田を選択したのは72.1%、畑を選択した人は18%でした。

将来の土地利用についての問いでは、「全部または一部を、今と違う形で利用したい」を選択したのは47.5%、「未定」を選択したのは23.7%、一方、「今のまま利用したい」を選択したのは20.3%でした。

土地区画整理事業に基づく市街化編入についての問いでは、「地域の発展に有効な手段だと思う」を選択したのは、81.7%でした。

所有地が土地区画整理事業の検討区域に入ることについての問いでは、「全てについて賛同する」を選択したのは72.4%でした。

次に、スケジュール感として、仮に、組合施行とした場合の事業期間については、県内の他市町の事例を参考にしますと、順調に事業が進捗した場合でも、一般的に、準備会設立から市街化編入までが4年以上、その後の事業完了までが6年以上と聞いていますので、合わせますと、少なくとも10年は必要と考えています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 土地区画整理事業の検討区域に入ることについて、72.4%の方が賛同するというので、一定の理解があるとは考えられますが、言うまでもなく、実施に当たっては、今後100%に近づけることが必要不可欠であります。

また、組合施行の土地区画整理事業の場合、少なくとも10年は必要とのことですが、地権者の合意形成が難航し、組合がなかなか設立できない例もあります。

さらに、この地域には新駅整備の構想もありますが、市街化編入に当たっては、改めて検討することも重要になってきます。

いずれにしても、犬山市の将来に向けて、新しい都市拠点や、交流拠点を実現するため、一歩ずつ着実に取り組む必要があることを指摘して、私の質問を終わります。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後3時まで休憩いたします。

午後2時51分 休憩

再 開

午後3時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。3番、増田修治議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、創犬会の増田修治です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告させていただきました3件につきまして、一般質問をさせていただきます。また、資料を配付しておりますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。よろしくお願いします。

まず、件名1、住宅の耐震について。

まず、1月1日に能登半島沖にて未曾有の地震が起きまして、多くの被害が発生いたしました。被害に遭われました皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の地震には、犬山市の職員の皆様、また、全国各地より多くの方が、被災地への支援に向かわれて、1日も早い復興に向け、日々ご尽力いただいております。誠にありがとうございます。

さて、今回の地震は、未曾有の巨大地震であったがために、被害も甚大であり、多くの家屋が倒壊、半壊の被害を受けられております。特に古い木造家屋が甚大な被害を受け、被災をされました。築年数のたった木造家屋を中心に、住宅の耐震化は、各地域においても、より推進していくことが大変重要であると痛感をいたしました。

1月28日に開催をされました市民との意見交換会にてご講演いただきました福和教授の講話の中にもありましたが、地震は過去の歴史でも繰り返されており、直近でも能登半島地震、北海道胆振東部地震、熊本地震など、巨大な地震が頻発しております。そして甚大な被害が想定されている東南海地震も、いつ何どき起きるか分かりません。

地震における被害の中でも、住宅の倒壊によるものが大きな割合を占めており、住宅の倒壊を防ぐことは、命を守るためにも、町を守るためにも大切であります。

そこで、住宅の耐震化については、各行政も補助などに力を入れ、犬山市も耐震診断を無料で行っており、耐震化改修の補助も設けております。多くの方にも利活用いただきたい大切な補助制度でありますので、ぜひとも広報等でも、より発信を強めていただきたいです。

それでは、要旨1のほうに移りたいと思います。要旨1、耐震診断・改修について。

犬山市としても、幾つかの地震対策の補助、助成事業を行っているかと思います。また、今回の巨大な地震に伴い、皆様も高い関心を寄せ、さらなる問合せの増加、施工件数の増加も予想されることかと思います。

確認の意味も含めて、耐震診断・改修工事等補助事業の実績と合わせ、問合せの状況などもお伺いできればと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

1月1日の能登半島地震において、多くの木造住宅が倒壊が見られ、改めて耐震に関する意識が高まっていると感じています。

ご質問の補助事業などの実績についてですが、民間木造住宅の無料耐震診断の実績としては、今年度は79件の申請があり、このうち34件が能登半島地震後である1月以降の申請でした。今年度は予定の50件を実施していることから、残りの29件につきましては、来年度

分として対応していく予定です。

また、過去の実績につきましては、平成30年度が50件、令和元年度・50件、令和2年度・50件、令和3年度・70件、令和4年度・50件となっています。

次に、耐震改修補助の今年度実績は5件です。加えて、耐震診断で1.0に満たなかった住宅の除却費補助を18件行っております。

過去の実績として、耐震改修と段階的改修を合わせて、平成30年度に9件、令和元年度に16件、令和2年度に14件、令和3年度に10件、令和4年度に7件であり、住宅の除却費補助は、平成30年度に11件、令和元年度に12件、令和2年度に16件、令和3年度に27件、令和4年度に22件であります。

各種耐震関連事業に関する問合せ状況としましては、能登半島地震以降、増加傾向にあり、今後も増加していくものと考えています。

より一層の耐震化の促進に向け、引き続き補助事業の周知を行い、状況により予算が不足すること考えられますので、そのときは必要に応じて、補正予算で対応していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。現在多くの問合せがあり、除却や改修などといった着工を行っていることが分かりました。

そして、能登半島地震を機に、先ほども言ったように、耐震改修については多くの関心を集めており、問合せも増加傾向のようです。事業予算も限られている部分もございますが、建築費の高騰などもありますし、関心の高さから、これからも増加していくことも想定されます。より多くの方にご利用いただき、1件でも被害を減らすためにも、拡充なども今後ご検討いただきたいと思います。

それでは、再質問となりますが、耐震改修工事としては、一般的に構造躯体である柱や壁などを、構造用合板等にて補強したり、筋交いを設けたりして、建物の躯体強度を高めることになるかと思いますが、施工実績における耐震改修工事は、こういったものが多いのか、伺いたいします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

本市の耐震改修補助金制度は、地震発生時における木造住宅の倒壊などによる災害を防止するため、耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の判定値が1.0未満の住宅を1.0以上とするもので、一度の工事で、1.0以上とする耐震改修工事と、1段階目で住宅全体の判定値を0.7以上とし、2段階目で1.0以上とする段階的改修工事の2つを対象としています。

施工実績から見える傾向としましては、内装のリニューアルも合わせて、壁の増設や補強を行い、併せて柱を金物で固定するケースが一番多く、基礎の補強や屋根の改修などを含めて、大規模な改修を行うケースは全体の2割程度であります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。やはり耐震改修工事というと、耐震金物や、構造用合板での補強や、壁量を増やしたりと、基本的な構造部分の補強であるということが分かりました。もちろん大前提として、住宅における壁の補強は大変重要であり、柱とはり、大引きをつなぐ接合部分を補強することは大変重要です。

ですが、住宅の足元である基礎の補強や屋根の軽量化などの補強は、それに伴ってより非常に重要であると思います。

続いて、要旨2に移ります。要旨2、屋根の軽量化について。

先ほどの耐震化改修の工事においては、基本的に壁や接合部を強化するものが一般的であると解釈しております。私も耐震改修工事には携わらせていただいたこともあり、構造用合板にて補強したり、筋交いを足したりして、壁の補強を施したり、耐震金物や羽子板を取り付けたりして、接合部分の補強を行ったりして、建物の躯体強度を高めることを行ってきました。

もちろん、住宅の構造部を補強することは大変重要であります。構造を触るとなると、大規模な改修と合わせて行うことも多く、工事費も高くなるが多いため、なかなか工事に踏み切れない方もいらっしゃるのかなと思います。

今回の地震や熊本の地震など、強大な地震では、古い木造家屋の倒壊が多くございました。この大きな要因としては、屋根荷重の重さも大きく関係しております。昭和前半まで主流であった建物では、屋根が土葺きであり、瓦も非常に重いものが用いられておりました。屋根が非常に重い場合、建物の重心が高い位置になってしまい、大きな地震が発生すると、屋根部分が大きく揺れることが、住宅の倒壊にもつながってまいります。

そこで調べてみると、阪神・淡路大震災を経験している地域の行政に多く採用されているようでしたが、屋根の軽量化を単独の補助事業として設けております。巨大な地震を経験したからこそ、屋根の軽量化を促進していることと思います。

参考までに、宝塚市の耐震関連の助成事業の資料を添付いたしましたので、ご覧いただければと思います。

そこで、お伺いいたします。屋根の軽量化は、住宅の倒壊を防ぐためにも非常に重要であると思います。屋根軽量化工事に対しても、補助項目として拡充などを図ることを検討してはどうかと思いますが、見解をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

屋根の軽量化に対する補助についてですが、通常の耐震改修と同様に、改修後の判定値が1.0以上となる工事の場合は、耐震改修の補助対象となります。

しかし、屋根の軽量化のみで判定値を1.0以上にできるケースはほとんどないと思われますので、補助対象とするためには、他の補強と合わせて、建築物全体の耐震性を確保する必要があります。ただ、屋根を軽量化することは、耐震性の向上には有効であることから、全

国的には屋根軽量化工事に対する補助制度を設けている自治体もあります。

本市は、令和12年度末までに耐震性が不十分な住宅のおおむね解消、住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守るを目標に、耐震関係補助制度として、木造住宅無料耐震診断、木造住宅耐震改修費補助をはじめ、段階的耐震改修費補助、木造住宅除却費補助、耐震シェルター設置補助、非木造住宅耐震診断補助、地区集会所耐震診断補助などを行っており、多くの補助制度により、住宅・建築物の耐震化、減災化を進めているところです。

これらの補助制度の実績については、無料耐震診断、耐震改修、耐震除却は、毎年度、多くの実績があるのに対し、段階的改修やシェルター設置などについては、著しく実績が少なく、制度による偏りがある状況です。

屋根の軽量化は、耐震性の向上に有効とは考えますが、補助の制度化につきましては、現在の状況を踏まえ、まずは、診断を受けた人に対して、アンケートによる利用意向調査を行いたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。アンケートの実施ということで、一歩前進したのかなと思います。ですが、現在の部分でも適用できているところもあるかとは思いますが、添付の資料のように、他の行政では、判定値を1.0以上ではなく、0.7以上の住宅を対象としており、またあくまでも、耐震改修補助とは別の項目として、単独の補助事業として設けられております。

そして、犬山市にも数多くの築年数のたった建物、土葺きの重い屋根の建物があるかと思っています。先般の地震被害の動画を見ても、屋根が振られているような様子も見られます。瓦を軽くしたり、屋根の剛性を高めることは、住宅の倒壊を防ぐためにも非常に重要であり、また、古い建物の改修、建て替え、修繕、補強を進めていくことも大変重要です。

個人の資産でもある1軒1軒の住宅が都市を形成し、町となっております。1軒1軒の住まいを守ることは、町を守ることであります。判定値1.0以上にならない住宅も対象とするということは、住まい及び町を守るためにも非常に大切であると考えます。建物の耐震化と合わせ、屋根の軽量化に対しても、事業実施に向け、前向きにご検討いただけますよう、よろしくお願いいたします。

参考までに、宝塚市、枚方市、伊丹市等々、阪神・淡路大震災を経験されている自治体において採用されていることが多いようです。そのほかにも、震災を経験している自治体においては、簡易耐震改修補助など、判定値1.0以上にならない工事を対象とした取組をされていたりしますので、ご参照いただければ幸いです。

地震が起き、被害が出てから取り組むのではなく、被害を最小限にするためにも、ぜひとも前向きにご検討いただければ幸いです。

それでは、続きまして件名2のほうに移りたいと思います。

件名2、芸術振興について。

こちらは前回の一般質問でも、この分野にて質問をさせていただきました。前回は芸術文化を通じた地域振興ということで、文化芸術による子ども育成推進事業、及び創造都市ネットワークについて挙げさせていただき、その後、機会がございましたので、創造都市ネット

ワーク会議に私も参加をさせていただきました。

その会議では、講師に横浜市立大学の教授の講演として、「芸術不動産と創造都市」というテーマにて、都市計画から考える創造都市政策、まちづくりについてご講演いただきました。講演内容としては、横浜市は、近年、新しいビルが建ってきているところもありますが、反面、港湾地区などは古い空きビル、空き物件が増えてきたことが課題となっており、その空いている物件を、アーティスト、クリエイターの活動拠点として活用し、事務所開設支援や助成を通して、空きビルの利活用、起業の支援、新たな産業の創出、まちのブランディングと、様々な展開を見せております。

2005年頃から始まってきている取組ですが、様々なクリエイターが住んだり、活動したりすることで、その場所の価値も向上し、町並みもよくなり、遊休不動産がうまく利活用される非常にすばらしい取組であるというふうに感じました。

文化芸術都市 クリエイティブシティ横浜という横浜市のビジョンには、アーティスト、クリエイターが住みたくなる創造環境の実現といったものがあり、創造活動の担い手の定住へとつなげております。

そして、もう一つ自治体として、犬山市の姉妹都市でもあります丹波篠山市にご講演いただきました。前回の一般質問でも挙げさせていただきましたが、丹波篠山市は、ユネスコに認定された創造都市であり、町並みアートフェスティバルを行い、多くの観光客を誘致しております。

丹波篠山市は、横浜市とは異なり、農村地や城下町といった町並みですが、ニッポニアという取組の中で、古民家再生を行い、宿泊施設として地域の皆様と一丸となって、農村地と城下町のにぎわいにつなげております。

そうしたことから、新たな産業の創出も生まれ、2012年から、古民家を活用した起業等が延べ100件以上、そして移住としても増加傾向に転じているようです。担当課の方も非常に楽しそうにご講演いただきました。

このように、芸術を起点とした産業の創出、空き家の活用、移住促進、観光と幅広い展開を行っております。私も個人的に美術館などが好きなのですが、芸術を起点としたまちづくりにより、国内外様々なまちで功を奏した都市も多くございます。

民生文教委員会で昨年、視察に行かせていただきました十和田市も、現代アートのまちとして確立をしております。そういった様々な成功事例の参考にもしていただけますので、前回挙げさせていただきました創造都市ネットワーク日本にも、ぜひ当市も加盟できればというふうに思いました。

それでは、要旨1のほうに移りたいと思います。要旨1、芸術振興について。

さて、こういった都市の事例を聞いておりますと、当市もより芸術振興に力を入れ、まちづくりにも役立てていけないものかなというふうに考えます。去年は、犬山遊園駅にてパブリックアートの展示もあり、かわいらしいアートの作品ということで目を引くものがあり、非常におもしろかったです。

また、以前、犬山市では平成22年に、あいちトリエンナーレにパートナーシップ事業として参加されたということなのですが、せっかくいい事業なのに、継続性がなく、単発で終わ

ってしまっているようです。来年は国際芸術祭あいち2025が開催をされます。やはりこういった機会は、継続的に、またある程度大々的に行っていくことも必要かと思います。

それでは質問ですが、定期的に国際芸術祭は開催されておりますが、前回のパートナーシップ事業を取り組んだ経緯と、平成22年以降、取り組んだことはあるのかをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

あいちトリエンナーレへの参加実績については、あいちトリエンナーレ2010において、犬山市がパートナーシップ事業として参加しています。これは当時、あいちトリエンナーレと同時に開催された生物多様性条約第10回締約国会議、いわゆるCOP10に合わせ、生物多様性をはじめとする環境問題について理解を深めてもらうことを目的として、「アートを媒体に生物多様性を考えてみよう」と題したイベントを実施したものです。

愛知県立芸術大学と連携して、市役所庁舎内に空間全体をアートとして体験するインスタレーション作品の制作、展示を行い、ギャラリートークなどを開催しました。生物多様性などの環境問題を考えるのに、あいちトリエンナーレとの相乗効果を期待して、パートナーシップ事業として実施したのですが、平成22年以降については、参加した実績はございません。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。こういった機会を設けたのであれば、ぜひ継続的に取り組んでいただき、先ほど申したように、芸術を起点としたまちおこしや、新たな市のブランディングなどにも役立てられるものだと思いますので、また機会があれば取り組んでいただきたいと思います。

今年は岐阜県下呂市にて、南飛騨アートプロジェクトが開催され、そのほかにも、先進事例としては、瀬戸内国際芸術祭や、奥能登国際芸術祭、新潟の大地の芸術祭など、過疎に悩む地域などに、現代アーティストが地域文化を題材とした、その場所ならではの作品を制作し、まちおこしへとつなげております。

また、姉妹都市でもある日南市でも、DENKEN WEEKという伝統文化とアートに触れるアートイベントを開催しております。

過疎地域の交流人口を増やす起爆剤として大きな芸術祭が開催され、その地を訪れることで、地域の魅力再発見にもつながります。

そこで、質問をいたします。

さすがに来年の2025年は直近すぎるのかなと思いますが、今後、こういった国際芸術祭の機会に参加したり、また巡回するようなアート企画、市民だけではなく、広く開かれた芸術祭なども参加、企画などしてはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

市主催で芸術祭を行ったらどうかというご提案ですが、こうしたイベントを開催すること、しかも継続的に実施していくには、アートに対する専門知識や人脈を持ったキーパーソンとなる職員が、リーダーシップを発揮して事業を引っ張っていく必要があると考えます。外部から人材を登用するなど、いろんな手法はあるかと思いますが、そうした人材育成の面からも、市外から人を呼び込めるレベルの芸術祭を開催するというハードルはかなり高いのではないかと思います。

しかし、来年度は機構改革により、文化推進課を設置し、芸術振興には一層力を入れていきますので、その中で先ほどのあいちトリエンナーレやほかの芸術祭への参加など、様々な可能性を探ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。文化推進課ができるということで、ぜひともこういった分野にも力を入れていただければ幸いです。

私も先ほども言いましたが、ミュージアムなどが好きで見に行ったりもしているのですが、各地でおもしろい企画が開かれております。ぜひとも様々な事例を参照にして、文化だけでなく、芸術の観点からも、市の観光やブランディングにもつなげていただければ幸いです。

それでは関連して、要旨2のほうに移りたいと思います。

要旨2、アーティスト・イン・レジデンスについて。

このアーティスト・イン・レジデンスという取組があるんですが、こちらは文化庁の取組としても行っております。国内外のアーティストに一定期間、その地域に居住してもらい、新しい魅力を発見してもらうとともに、日頃制作していない環境下で作品制作を行い、その地域の人たちと触れ合いながら、その地域ならではの芸術作品の制作にもつなげるといったものです。空き家活用の一つの手段としてもある方法です。

少し前に奈良県のほうに行ってきたんですが、奈良県天理市のほうでも取り組んでおりました。天理市では、専用の施設を道の駅と併用している形で、芸術発信、交流の施設としており、様々なアート活動を発信しております。こういった取組は、その地域の新たな価値の創出、芸術振興にも役立てられ、アーティストが住まうことで、空き家活用につながったり、先ほどの横浜市や丹波篠山市などの事例のように、うまくブランディングができれば、定住促進にもつながってまいります。

また、例えば、その後、芸術部門の学芸員や、相談員として、犬山市との関係を構築したり、芸術を起点とした創業など、視野も広く見られ、ほかにも例えば、利活用のされていない公園を芸術の観点から見直したり、古い施設の有効活用など、通常とは異なるおもしろい視点でまちおこしを考えられると思います。

犬山市は多くの資源に恵まれておりますが、こうした利活用においてうまくいっていないところが少なからずあり、芸術家の新たな視点での活用への可能性もあるかと思います。ぜひとも当局としても、調査研究の上、取り組んでみるのもいいのかなと思いますが、見解をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

アーティスト・イン・レジデンスに実際に取り組んでいくとなれば、市としてどういう目的で犬山に来てもらい、具体的にどのような活動を期待しているのか、明確なビジョンを確立した上で、アーティストが滞在するための創作スペース、居住スペースなどの確保や芸術の創作活動を通じた地域貢献、地域の受入れ体制など、相当な準備とシステムづくりが必要であると考えます。

先ほど答弁したとおり、市側の人的体制の面や費用の面から課題は多くあり、現時点では実施する予定はありませんが、芸術振興のみならず、地域振興や地域の活性化につながる取組として、先進事例の情報を収集し、研究をしてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。アーティストの方は、一般とは異なる視点で新たな解釈を生んだり、非常にメリットも高くあると思います。それこそこれから考えている公園のことや、木曽川河畔のことなども、アーティスト目線もあると、よりおもしろくなるのかなと思います。

文化庁も推進しており、定期的に募集もしておりますので、ぜひとも当市として、他市にはない、先進的な取組を推進していただければ幸いです。

以前のあいちトリエンナーレのときのように、大切な機会を設けることができたのであれば、継続的にアート発信の場として、犬山も活用できれば、大きなムーブメントになると思いますので、長期的な視野になるかとも思いますが、前向きにご検討いただければ幸いです。

そして、以前のように、市役所だけではなく、山村地域や田園風景の広がる地区など、犬山市ならではの様々な会場を用い、芸術の振興から、まちおこし、ひいては移住促進や新規開業へとつなげていければと思います。

それでは、件名3のほうに移りたいと思います。件名3、移住、住み替えの促進PRについて。

こちらは先ほどのアーティスト・イン・レジデンスと絡む部分もございますが、先日、海津市の木曽三川公園にお邪魔をいたしました。冬のシーズンはイルミネーション等も行っておりまして、非常に多くの観光客が訪れる場所でもあります。

そのような場所のトイレの前に、添付のような移住促進のチラシが置いてありました。こちらユニークなデザインですし、明快で分かりやすくまとめてあり、目を引くかと思います。そして調べてみると、直近の都市では、海津市の転入人口が増えておりました。こういったPRが起因なのかどうかは分かりませんが、近隣自治体も人口減少を危惧し、移住の促進を積極的にPRしております。ふるさと納税などと一緒かとも思いますが、ほかに負けないように各自治体PR合戦に非常に力を入れており、当市も積極的にPRしていかなければ、なかなか住むまちとして選ばれなくなってしまいます。

私ごとですが、私がハウスメーカーに勤めていた際には、土地探しからお手伝いすること

も多々あり、特に遠方から就職の際に引っ越してきた方からは、この近辺で探される際にも、犬山線沿線沿いで探しておりますや、春日井小牧、犬山、可児辺りで土地を探しております等、遠方から越してきた方は、割と広い範囲の市町村で探されており、名古屋まで通勤1時間圏内で探されているとかが多々ございました。

実際、私も名古屋で探されていた方が、常滑で土地を買われたり、尾張旭で土地を買われたりと、予算の都合や、通勤時間、町の雰囲気等で住む町を選ばれていることも多々ございます。

もちろん、土地を買われるのには様々な要因があるかとは思いますが、一般的に住宅購入希望者が得る情報は、ホームページや住宅情報誌、あとハウジングセンターなどでの情報が主かと思います。

そこで、犬山市の移住についてですが、今のところホームページを見てみても、余りぱっとせず、住みたい町ランキングなど、企業が出している住まい情報を見てみても、引かれるものが他市に比べてないようなイメージでした。なかなかほかの市町村と比較の上で選ばれていない部分もあるのかなと思います。

実際、近隣都市の移住ページなどを見てみますと、個人的見解かもしれませんが、瑞浪市、瀬戸市などは非常に見やすくできているなというふうに思いましたし、瑞浪市はY o u T u b eなどでの動画も非常に力を入れており、この間見たPRドラマが、およそ1年間で58万回再生されておりまして、非常におもしろい動画でついつい見入ってしまいました。

また、九州のほうでは、移住ドラフト会議といったプロ野球のドラフト会議のように、九州へ移住したい方を募集し、移住を受け入れたい地域を球団、移住志望者を選手と見立てて、球団が選手を指名するといったマッチング企画を行ったりしております。

調べてみればみるほど、各地で様々なおもしろい取組が行われており、移住者を募っております。

そこで、要旨1、移住・定住促進PRについて。

人口減少が進んでいる中、やはり移住を進めていくこと、空き家対策をしていくことは大変重要だと思いますが、これから展開されていく特設ページを充実させたり、観光地にチラシを置くなどして、もう少し移住・定住促進に打って出ること大切だと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

議員もご存じのとおり、犬山市においても今年度から本格的に移住・定住促進の取組を開始しました。

まずは、昨年6月に最初の取組として、犬山市への移住を考えていらっしゃる方に、丁寧にワンストップで対応できるよう、企画広報課内に専用の相談窓口を設置したほか、犬山市から転出された方に、転出先でも、犬山市の魅力を発信していただくことを期待する「ずっと犬山応援団事業」を新たに開始するなど、様々な場面や機会を通じて、犬山市を「住むま

ち」としてPRしていくことに重点を置いた取組を進めています。

PRを行う際に活用しているのが、犬山市の特徴である歴史、文化、自然のほか、子育てや教育の施策、災害への対応といった、「住むまち」としての魅力を凝縮して掲載した冊子「これから いぬやま」です。この冊子は、令和4年度に制作したもので、住宅展示場や市外の集客施設などで開催される地域イベントに参加した際や、市内の大学生、高校生、市役所の新規採用試験の受験者などに、必要に応じて直接ご案内しながら配布しています。

こうした活動により制作した1,500部の在庫が少なくなっており、令和6年度には、新たな移住・定住促進に向けた取組を掲載するなど、内容を一部改定し、増刷して制作する予定です。

増刷の際には、従来の手渡し中心の配布だけではなく、より広く「住むまち“いぬやま”」をPRするため、住むまちとして、犬山市に関心を持っていただける方が集まり、手に取ることが期待できる観光案内所のほか、1月に犬山市民交流センターで開催された研修会の際に、「住むまち“いぬやま”」の取組を紹介させていただいた、愛知県宅地建物取引業協会の会員の方々や、実店舗をお持ちの包括連携協定締結事業者などにも、店舗での冊子設置の協力をお願いするなど、順次準備を進めてまいりたいと考えています。

また、今年度実施する新たな取組の一つが、3月中旬に開設する移住特設ウェブサイトです。このサイトは、市公式ホームページとは異なる、全く新しいデザインで、市ホームページの中で分散していた移住や定住を考える上で参考となる情報を分かりやすく集約することで、情報を求めている人が知りたい情報や必要な情報をスムーズに入手できることを目的として制作しています。

来年度以降、コンテンツの充実を徐々に進めていきますが、画像や行政情報だけでなく、動画や移住者の声も掲載し、さらには、犬山市に移住いただいた方々から紹介された市内のお勧めスポットなどをピックアップして紹介していくなど、拡張性のあるサイト展開を目指していきます。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。これからのホームページ等にも期待したいと思います。

移住についていきなり市役所に相談に行くというのは、やはり相当ハードルが高いというふうには思います。移住を考える上で、最初の一步はやはり検索だと思います。ホームページは、移住希望の方が最初に見る大切な媒体です。ホームページの作りは非常に大切ですので、他行政のページや企画などを見ながら、近隣他市にも負けない魅力あるページを作っていただければ幸いです。

また、冊子も、やはりインタビューなども記載してあったりすると、より分かりやすいかと思いますので、市外の方が犬山に移住したいと思えるようになることを期待いたします。

近隣市町も、よその町に人口が流れないように、積極的に定住する人を募っていく戦いに来ております。犬山市も初期投資こそ必要ですが、移住には積極的に取り組んでいただければと思います。

観光案内所などに、端的で目を引くチラシなどを置く程度であれば、取り組みやすいかな

とも思いますので、ぜひ少しずつでも取り組んでいただければ幸いです。

合わせまして、例えば農村地区のある行政では、お試し移住なども取り組まれております。お試しといった形で、短期間地域に住んでもらい、地元を体感してもらうプログラムを組んだりしております。移住を体験するという、旅行とはまた異なる形でその地域を知れる機会を設けております。

今やネット環境さえあれば仕事ができるというスタイルも普通になってきているため、こういったことは、各行政が行っております。そして、こういったことからその地域を知り、移住につながるといった取組も広がりつつあります。

奈良県宇陀市では宇陀の魅力体験施設といった施設をオープンして、お試し移住を推進しており、予約状況表を見ると、割と埋まっているようでした。アーティスト・イン・レジデンスや長期の民泊などもそうですが、住めば都という言葉が昔からあるように、お試しで住んでもらうことから移住につなげるといった、こういった取組もいいなというふうに思います。

そこで、再質問となりますが、適用する物件募集の課題などもあるかもしれませんが、空き家や小屋などを活用したお試し移住も取り組んでみてはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

その町での暮らしを一定期間体験する、いわゆるお試し移住を実施している自治体が全国にあることは承知しておりまして、移住促進施策として注目され、PRにもつながるものと理解しています。

市としましても、県外の先進自治体に聞き取りを行っており、お試し居住をした者の中から、移住者が誕生した実績があることなどもお聞きしています。

しかしながら、お試し居住を実際行うに当たっては、利用が期待できる立地や規模での家屋の確保と整備が必要となります。

そのほかの初期投資としましても、生活に最低限必要な家財道具などの準備が必要となるほか、事業を開始した後には、使用後の掃除、経年劣化や通常使用に伴う修繕など、施設の維持管理も必要となります。

事業全体に係る具体的な試算は行っていないませんが、初期投資と維持管理費用を合計した費用に対する実施効果、すなわちお試し居住を通じて、実際に移住する人数などから総合的に考えますと、本市における移住・定住促進施策としては、現在のところ、先に答弁した事業を優先して実施していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。お試し移住というのは確かに非常に様々な課題もあるかと思います。ですが、やはりお試しというのは、試着や試食など、実際に購入に至る前の行動として非常に大切なかと思っています。お試し移住も、例えば広報で、空き家

などの物件提供を募る等も可能性としてはあるのかなと思います。移住につながる手法としてご検討いただければ幸いです。

実際、移住といっても、近隣都市からだけではなく、それこそ日本中、世界中の人たちにも興味を持ってもらうことが、今後は大切かと思います。

そのためには、分かりやすくまとめたホームページやパンフレット、情報が大切かと思います。特に遠方地から移住された方へのインタビュー記事などは、この近辺で探されている方には目を引くかと思いますので、ぜひとも充実したページにしていいただければと思います。

本当に各自治体、移住については、大きな課題として、必死にPRを行っております。人口の減少は避けられない部分はあるかと思いますが、少しでも緩やかな減少に持っていけるように、移住促進のPRにも力を入れていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日5日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時47分 散会